

平成31年白浜町議会第1回定例会 会議録(第3号)

1. 開 会 平成31年3月15日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場
議場において10時00分開会した。

1. 開 議 平成31年3月15日10時01分

1. 閉 議 平成31年3月15日16時37分

1. 散 会 平成31年3月15日16時37分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 13名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	堀	匠	2番	楠	本	隆	典			
3番	南	勝	弥	4番	西	尾	智	朗		
5番	丸	本	安	高	6番	正	木	秀	男	
8番	松	田	剛	治	9番	小	森	一	典	
10番	水	上	久	美	子	11番	辻	成	紀	
12番	廣	畑	敏	雄	13番	溝	口	耕	太	郎
14番	長	野	莊	一						

欠席議員 1名

7番 堅 田 府 利

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 泉 芳 明 事 務 主 査 山 本 琢 人

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 林 一 勝
教 育 長 山 中 雅 巳
富田事務所長

兼農林水産課長	古 守 繁 行	日置川事務所長	寺 脇 孝 男
総務課長	榎 本 崇 広	税 務 課 長	濱 口 伊佐夫
民生課長	三 栖 健 次	住民保健課長	中 本 敏 也
生活環境課長	廣 畑 康 雄	観 光 課 長	愛 須 康 徳
建設課長	坂 本 規 生	上下水道課長	久 保 道 典
会計管理者	玉 置 孔 一	消 防 長	大 江 康 広
教育委員会			
教育次長	高 田 義 広	総務課副課長	山 口 和 哉

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成31年第1回定例会3日目を開会します。

ただいまの出席議員は13名です。7番 堅田議員から欠席の届出がございます。

本日は撮影を許可しておりますので、ご報告いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番 外（事務局長）

諸報告を行います。

本日の議事日程はお手元に配布しています。

本日は一般質問5名を予定しています。

本日で一般質問を終結したいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

○議 長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしく申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可します。

13番 溝口君の一般質問を許可します。

溝口君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は90分です。町が出す負担金・補助金のあり方についての質問を許可します。

13番 溝口君（登壇）

○13 番

13番、溝口です。通告に従いまして、3月議会の一般質問をしたいと思っております。

今回は1項目についての質問であります。今回の3月議会が平成という元号での最後の議会となります。3月議会の最後に町幹部職員の方も4名の方が退職とお伺いしております。この3月議会一般質問での最後の答弁かなと思うわけでありまして。そしてまた、この3月末をもって退職をされるわけでございます。坂本建設課長、三栖民生課長、大江消防長、高田教育次長、長い間ご苦労さまでございました。今後、第二の生活においても健康に留意をされまして、白浜町の発展によろしくお願い申し上げたいと思っております。本当に長い間ご苦労さまでした。

それでは、早速質問に入りたいと思っております。1項目、通告事項は町が出す負担金、補助金のあり方についてであります。

今回の質問事項、負担金、補助金のあり方につきましては、3回目の質問となります。今回の質問事項については、特に白浜町行政にとって本当に重要な事柄であると、そのように判断をいたしましたので、3回目の質問というような形になったわけでありまして。

特に負担金であるとか補助金は本当に多くの団体に交付をしております。そういうことで、白浜町行政として多くの自治会や団体等に出すこういった負担金や補助金は、それを受け取る諸団体の発展を願い、白浜町が支出をしているわけでありまして。この負担金や補助金をそういった形で受け取る諸団体の発展というのは、ひいては白浜町の発展につながると、そういった思いから本当に毎年厳しい財政状況ではありますが、そういった中から発展の願いを込めて支出をしているわけでありまして。ですから、厳しい財政状況の中から、こうして町が支出をしているからこそ、ひとたびこういった負担金であるとか補助金を受け取る団体等に、町から出ている負担金、補助金の使い方とか取り扱いに問題が発生したときには、多くの町民の方から厳しい意見であるとか視線が、団体はもとよりそれを支出している白浜町行政に対して、その問題への対応であるとか対応の仕方について、多くの町民の皆さん方から厳しい注目が集まるのであります。

既に集まっておりますけれども、そういうことで、今回私がこういった形で町の考え、対応について質問をすることになりました。

特に今回、問題となっておりますのが和歌山南漁業協同組合に白浜町が出している漁業振興助成金と水産増殖事業費補助金の問題についてであります。その内容につきましては、地元紙にも報じられました。そして、今回の一般質問が先ほど申し上げましたように3回目となるわけでありまして、そのもう1つの理由は、やはり一般紙に報じられてから、本当に多数の町民の方々であるとか、そしてまた関係者の方から、電話、または直接お会いしたときに、それらの内容について話がございました。その中で厳しい意見と、議員としてどう思うのかと、そしてまた議員として町の対応はこれでいいのか。本当にさまざまな意見がござい

ました。そういったことが、やはり3回目の一般質問になったということでもあります。

それでは、早速質問に入っていきたいと思います。

今回問題になった漁業振興助成金と水産増殖事業費補助金につきまして、町長は、重く受けとめていると、そういった旨の発言が地元紙にも掲載されておりました。

その中で、まず最初に、いま一度町としての考え方を町長に答弁を求めたいと思います。

○議 長

溝口議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま溝口議員から和歌山南漁業協同組合の補助金問題について、ご質問をいただきました。

町の考え方につきましては、本定例会の冒頭の挨拶の中でも申し上げましたが、町及び組合は、町民を初めとする関係各方面からの信頼を損ねることとなってしまいました。その責任は申請者である和歌山南漁協にあることは言うまでもありませんが、組合に適正な指導ができていなかった町の責任も重大なものがあつたと考えています。今後は、本件発生に至つた問題点等を真摯に受けとめ、再発防止に万全を期すため、補助金要綱の見直し、事業実績等確認方法の改善、職員のコンプライアンス意識の徹底、関係職員への対応、組合組織の改善協議及びその後の良好な関係構築などを確実にを行い、町としての責務を果たすことにより失われた信頼の回復に向けて取り組んで参りたいと考えています。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、町長から考え方を聞きました。

それでは、これから個別のことにつきまして、町の対応について質問してまいりたいと思います。

今、町長から話がありましたけど、白浜町の公金から出す漁業振興助成金と水産増殖事業費補助金は、これはやはり白浜町で漁業を営む漁業関係者の漁業振興のための漁業振興助成金であり、そしてまた水産資源の確保、増殖のための水産増殖事業費補助金であると、そのように考えておりますが、当局も当然そうでありますか。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員ご指摘のとおり、漁業振興助成金は漁業の振興を図るためのものであることを目的としております。それから水産増殖事業費補助金は、水産資源の確保、増殖を目的としてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今の質問の冒頭の言葉で、私はこの漁業振興助成金と水産増殖事業費補助金は、白浜町で漁業を営むと、あえてそのような発言をさせていただきました。なぜ白浜町で漁業を営むと

という言葉を使ったのかというのは、後の質問にも関連してございますので、その点当局においては、後々の答弁においても考えていただきたいと思うわけであります。

それでは、進んでまいります。

白浜町では、こういった漁業振興助成金と水産増殖事業費補助金の2つの項目を出しております。しかし、和歌山南漁業協同組合に加盟している団体としましては、白浜町以外の市町の自治体としましては、白浜町の隣町のすさみ町、田辺市があります。こういった中でこの自治体で今回の和歌山南漁業協同組合に対してのこういった漁業振興助成金とか、また水産増殖事業費補助金はどうなっているのかと。白浜町ではこの2つの項目を出しております。新聞では、隣の田辺市では水産増殖費事業費については行っていると、そのような報道がありましたので、私も承知をしておりますが、全体としてどういうふうになっているのか、そのことを聞きたいと思えます。どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員のご指摘のとおり、田辺市には水産増殖事業を初め、漁場造成事業、販売促進事業などの多くの補助金がございます。それぞれの詳細までは把握していませんが、当町の漁業振興助成金や水産増殖事業費補助金よりも、もっと細かい個々の補助メニューとなっております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

それでは、田辺市のほうでは細目についての制度があると。それでは、すさみ町のほうではどういうふうになっていますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

すさみ町のほうは当町では現在把握できておりません。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういったことです。

私は思うのでありますが、こういった和歌山南漁業協同組合が現在の形に平成19年の合併でなりました。当然、すさみ町、白浜町、田辺市と、3つの市町で構成している団体がそれぞれ合併をして、現在の和歌山南漁業協同組合という形になっているわけでありますから、今、課長のほうからも報告がありましたように、補助金を出している団体もあると。

それでありますので、私としましたら、一度定期的にそういったほかの自治体とこういった補助金や助成金について、やはり一応基本的な考えであるとか情報交換といいますか、協議などこれからしていくべきではないのかなと考えるわけでありますけど、既に行政としてそういった形で情報交換等であるとか協議、そういったことをなされたかどうか、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当然今回の問題に関しましては、田辺市あたりとそのようなやりとりはしているんですが、過去にそのような協議を行ってきたというふうなものは、町の中では私は確認できませんでした。それで、少なくとも私が今の職についてからは、協議をしたことはございません。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今回の問題を契機にといたらでありますけど、基本的に今私が申し上げましたように、和歌山南漁業協同組合というのは、すさみ町、白浜町、田辺市と、それぞれの支所が統合しての1つの大きな組織になってあります。その中に行政区としてすさみ町、白浜町、そしてまた田辺市があると。ですから自治体も広域にまたがっているわけですから、これから定期的というか、そんなにしょっちゅうではと思うんですが、年に1回、2回ぐらいはこういったことについて、今後のことについて基本的に打ち合わせというか、そういった会合というのはやはりするべきではないのかと思うんですが、白浜町のほうからでもそういった話を持ちかけるというのはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

今回このような問題も起きましたし、田辺市の補助メニューとかを見ましても、私どもとはかなり差がございます。ですから、その辺も含めて、やはりこれからは、相手方は1つの漁業協同組合でありますから、そういったことの協議は進めていくべきであるというふうに思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういった形で構成する自治体同士で、情報共有であるとか、うちところの町ではこういうメニューでこうしているとか、その辺をお互いが知ることができるだけでも、やはりそれやったらこういうような形で支援をしていこうとか。ですからより発展的な今後に向かった成果につながるのではないのかなと思いますので、その点については一度白浜町のほうから問いかけでも、話し合いをしていただきたいと思うわけでありまして。

それでは、進んでまいります。これからは個別のことになってまいります。

最初に、少し基本的に聞きたいと思っております。

1点目につきましては、漁業振興助成金についてであります。

これは白浜支所分として平成18年度から平成29年度まで年間70万円、ですから総額で言いましたら840万円交付されております。そしてまた、年70万円の交付のうち和歌山南漁業協同組合から白浜の網地区に50万円が寄附されていると、そのような第三者委員会での報告でありました。そして残りの20万円を運営費に回していると、そのようであります。報告書では積立金、稚魚放流をしたと、そのような申請がされておったようでありま

す。和歌山南漁業協同組合から50万円が白浜の綱地区と書かれておりますので、あえて言いますが、綱地区に寄附をしていると。その理由としまして、綱不知の漁業海岸保全施設整備事業により、公有水面埋め立てをしたときに、白浜町綱地区との間で協議があり、そこで白浜町として直接綱地区に助成金を交付することはできないから、そういった形で組合への漁業振興助成金を交付して、綱地区に一部寄附することになったとのことであると、こう和歌山南漁業協同組合が依頼をした第三者委員会の報告書に記載されております。

まず1点、この報告書のとおりであるのか、そのことについて町に聞きたいと思います。そしてまた、報告書のとおりであるのであればなぜこのようなことになったのか。当時の町と関係者との間で協議をした、そういった内容の協議書というものがあるのかどうか、その点についてどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

おおむね第三者委員会の報告書のとおりです。ただ、報告書の中にある、綱地区という言葉なんですが、これは非常に曖昧な表現をされてございまして、誤解を招きやすいような表現になっております。こちらのほうは正確には綱地区の漁業者の団体ということで私どもは把握しております。その辺はお間違いないようお願いしたいと思います。

それで、なぜこのようになったのかとのご質問ですが、協議書ということなんですが、会議録なりにそういった記録は私どものほうで確認することができました。それをたどってまいりますと、綱地区周辺の海岸部の施設整備事業に附帯して護岸背後を町単独で埋め立てた広場用の用地の一部の土地に対し、平成9年6月に白浜漁協から町長に用地の払い下げについての陳情書が提出されてございます。その後、同年9月に綱不知漁港区域内における広場土地の利用に関する覚書が締結されていますが、その時点で、払い下げということから管理というふうなことで変更になってございます。

これは公有水面埋め立てを行いましたから、その規制により払い下げができないということが発覚し、それを払い下げを予定した用地を白浜漁協が管理するように変更したということになってございます。それで、さらに管理委託は問題ないんですが、その土地というのは行政財産になりますから、その場所で漁協が収益を得ることについては少し問題視されまして、再度白浜町長から白浜漁協に対して管理委託契約の解除の申し出、それからそのときの条件としまして、70万円の漁業振興助成金を漁協のほうにお渡しするというふうなことでお約束がなされているという経過を確認してございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、課長の方から説明を聞きました。

平成10年前後でありますから、ざっと20年前のそういった形であるかと思っておりますので、なぜこのような経過になったかというのは、多分私も議員にならせていただいたのが平成18年の合併からでありますので、それをまださかのぼること8年、9年前のことです。課長の説明で聞きましてよくわかりました。同僚の議員の皆さんも、課長から説明がありましたように、第三者委員会の報告で綱地区と書いていたので、多分これは綱地区の町

内会とかというような形で誤解というか、同僚議員の皆様方も不思議だ、なぜかなということだと思っておりますが、今の課長の答弁を聞きまして、そこら辺の経緯もわかったわけであります。

しかし、当初の目的が護岸工事をして、そこで発生した土地を漁協さんに払い下げをしていただきたいというような話があったようでありまして、今、課長のほうから説明がありましたように、国、県からの補助金が入っている場合、10年間はそういった行為ができないという形で管理委託契約になったと、そのような経過報告がありました。

そこで、それであれば確認をさせていただきたいと思うわけであります。

今、課長からも話がありましたように、払い下げがすぐにはできないということで管理委託契約を結んだと。しかし、それもいろいろ問題があつて解約したということではありますが、そういった管理委託契約でありますので、当然管理委託料とかそんな金額も発生していたかとは思いますが、参考までにお聞きしますが、当時この管理委託契約の管理委託料というんですか、金額についてはどんな感じの金額だったのですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

管理委託料の発生はございませんでした。管理及び維持費は白浜漁業協同組合の負担となつてございました。

それから、ただいまの質問の中で、国、県の補助の関係という言葉がございますが、これは町の単独事業で行つてございますので、ただそれは公有水面を埋め立てしてございますから埋立法の関係、こちらのほうで払い下げできないということなのでお願いいたします。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

課長の答弁はよくわかりました。私も勘違いをしている部分がありますので、お許し願いたいと思います。

それで、管理委託料は発生していなかったということでありましたら、詳しい法令のことは存じ上げませんが、それだったら解約せずに管理委託契約を続行するというのが行政として具合が悪かつたんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

漁協さんはこの土地の払い下げを受け、もしくは管理委託をして、そこで駐車場収入なりそういったものを恐らく見込んでいたのではないだろうかというふうに私どもは思つてございます。ただ、なぜ管理委託がだめになったかといいますと、こちらはあくまで行政財産ということになりますので、言うたらただの広場を町として持つておくと、それは広場の目的がありますから、その土地で漁業協同組合が、例えば駐車場業務をやつて収益を上げるというふうなことは行政財産の目的に反しますから、そういったことでそれはできないと。そのかわり収益に見合った分を恐らくこの程度、というふうな話になったのかなというふうに私は理解してございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

わかりました。

それでは、そこら辺の経緯は、今、課長のほうから答弁をしてもらってある程度のことは把握できたんですが、基本的なことを聞きます。網地区周辺の海岸施設保全整備事業は実際に行われているわけですが、この事業についてはやはり周辺の護岸が傷んでそのまま放置をすることができないと、そのような目的だったと思うんですけど、先ほど課長からの答弁でわかったのは、その整備事業をした結果、埋め立て分の土地が発生したと。そのことについて、漁協さんが当初払い下げていただきたいという申し入れがあったのであるけども、法律に少しふれてくるので行政としてそれは具合が悪いというような説明がありましたので、わかりました。今私が言いましたように、当初の目的というのは多分そのまま放置をしておけば護岸が崩れて影響が出るというようなことであつたと思うんですが、そこら辺のところはどうですか。教えていただけますか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

当時は高潮対策事業というふうなメニューで実施しているように私は確認していますが、ただ一番の目的でございますが、事業をしたのは平成9年なんですけど、平成元年あたりにもう既に地元町内会あたり、それから漁協関係者に対してもこの土地利用等についての説明会がされてございます。その中を見ると、海岸施設の老朽化により護岸自体が倒壊する危険性があるというふうなことが、もう既にその時点で出てございます。ですから、このあたりからの経緯で高潮対策事業というメニューを使ってこれらの改善を図つたと、このように私は認識してございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

わかりました。

それで、当初の白浜町と漁業関係者の方との話の中で、最初の出発点、当初はこういった整備事業で発生した埋め立て用地の払い下げをしていただきたいと。しかし、いろんな法律に抵触するからあかんと、10年間はだめであると。それからしましたら、今は既にもう10年どころか18年、19年と、そういった時間が経過しているわけでありまして、今現在当初の約束に基づいて払い下げをしてもそういった形で法に何も抵触するということはないのではないですか。その点はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

ほかの部分の法律まで全て細かく私はちょっと調べてないんですが、当時問題となった公有水面埋立法の規制というのは10年ということでございますから、もう既に10年以上たっていますから、ここの課題についてはクリアできているかなと。ほかの部分の支障がなけ

れば払い下げというのは可能というように思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

詳細については、今この場でははっきりとはわかりませんが、1つのことについてはある程度クリアしているのではないかと。しかし詳細を調べたらひょっとしたらということでありますけども、それならば一度調べていただいて、当初は公有水面の埋め立てについて同意をいただくときにそういった協議があつて、今その協議に基づいて実行ができるのであれば、やはりその点についてもう一度関係者の方と話をすべきではないかと思うわけです。

それで、話をしていく過程において、こういった事業に対して毎年白浜町のほうからそういった形に対しての漁業振興助成金として白浜漁協に70万円が支出されております。そのうちの50万円が漁協から関係者の団体の方に行っていると。しかし、この事業で同意をいただいて、そんなお約束があつてできないからという当時の白浜町行政としての苦肉の判断であったわけであろうかと思うわけですが、今申しましたように、あれから十数年以上経過していて、もし払い下げが可能であるなら当初の約束が果たせるわけでありますから、その点について協議をして、となれば私の考えであります。当時のお約束が果たせたわけでありますから毎年の振興助成金の発生というのも必要ではなくなってくるのではないかと単純に思うわけであります。そういったことについて考えはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

あくまでもこれは推測の話になりますが、当時漁業組合はその土地を管理して収益を上げるということで、それから時代が変わって20年たつて、果たしてそのものが思いどおりにいくかということ、それと今の組合の経営状況を考えますと、そこに投資してその土地の払い下げを申し入れるというのはなかなか難しいのかなとは思いますが。ただ、そういったご意思でございましたら、私どもは協議をするべきかなと思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

これは私からの1つの提案でありますけども、しかし一般的な考えから言いますと、もしそれで払い下げも今の時間の経過とともにそういった事業についてもどうであるとなれば、こういった毎年支出が発生しています白浜支所に対する漁業振興助成金を継続していくと、そういった形が考えられるわけでありますが、それを継続するとしたら、ほかのことと比べて、公有水面の埋め立てについての町は同意をいただいてこの事業をしたと。その事業の協力的な意味合いで過去からいろんな約束もあつて、もう既に15年以上お支払いをしてきているわけです。これからもまだずっと5年、10年、20年と継続して払っていくと。そうになりましたら、公有水面の埋め立てのことがほかの地区のところであつて、漁協の同意をいただいて、その地域の団体からも、同じように私どもはいただきたいと、そのような申し出とかがあつた場合であるとか、そしてまた種類が違って、町内会とか区の事業で行政がお願いに行つて、そういった形で町内会の同意とか区の同意が必要となつた場合、協力して

いただいた分で、毎年そういった形で協力したのだから助成金とかそういったものをいただきたいと、もし話があった場合、白浜のところのほうでは、過去にずっと払ってきているんでしょうと。そしてたら私ところにもいただきたいとなったときに、整合性がとれんように、そういうような形が考えられるんですが、この点については一朝一夕にはなかなか過去の経過があろうかとは思いますが、ですから町としてやはり過去の経過がある程度わかって時代が18年、20年とたってきた今、その当時の行政のとした判断が、そのときはそれが解決の方法であったと思うわけではありますが、しかし20年という時間が経過した今から過去を振り返って検証をしたときに、行政としてやはりここで考えて、そういった形の見直しというんですか、それも言いにくいことであらうかとは思いますが、話をすべきではないかと思うんですけども、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず議員から綱地区周辺の海岸保全施設整備事業における公有水面埋め立ての同意というふうなことでご質問いただいたんですが、町はこの助成金は綱地区周辺の海岸保全施設整備事業における公有水面埋め立ての同意ということだけではなく、それまでのいろいろな事業があります。そういったものも積み重なっての漁業者の行政への協力に対する助成金というふうな認識を持ってございます。これはそのときの要望書も見ましたら、海岸保全施設整備どうのこうのではありませんし、やはり周辺の県道の整備とか、そういった部分のものもあつたであらうと。ただ、そういったものも踏まえて、土地を払い下げてくれないかという話でございまして、綱地区の保全事業のみということの認識ではございません。

それで、当時の行政としての判断なんですけど、確かに間違っているかどうかというふうなことは、やはりその時点での判断ということではございます。それで、最初にご指摘いただいたように、言い方は悪いですけど、例えば町内会とかそういったところに協力的な支出をしているのであれば問題ではございますが、漁業者の団体への支出でございまして、そういった面では問題はないというように思っております。ただ、やはり、後出しじゃんけんというふうな表現が適切かどうかわかりませんが、あそこの地区ももらいやるから今からくださいというのは、そのときそのときの交渉ということになりますから、なかなかそのような話にはならないかと思うんですが、今後行政を進めていく中では、白浜ではこの綱地区だけでございまして、全体的な漁業振興助成金の見直しの範囲で、やはりそういったものも考えてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そうですね。その当時のことを今となつてはどうかとあつても、すぐにあしたから、来月からといかないのも理解できます。課長の答弁から、これからそういった漁業振興助成金の見直し、そのときを契機にして全体を含めた中で話というか、行政としての考え方の取りまとめもしなければならぬと思います。その点について結果はどうであれ、やっぱり行政としてそういう形について見直しも含めた考え方に着手をすべきであらうかなと思います。

町民のほかのいろんな団体から、これはこういった事業の性質ですからと説明をしても、

やはり町民の皆さんからしたら、ここはこうであるのになぜうちところはこうなのだと、そういうような話に町民の方というのは解釈をされますので、そこで行政として説明がちゃんとできるように。

先ほど町長からも冒頭に話がありましたように、補助金制度の見直しも含めて取り組んでおりますけれども、これからまださらに進めていくと、そのような答弁であります。今回のこういった事柄についてもトータルの枠内で一度話をして、そしてまた結論を出して、相手さんもあることでありますけれども話を進めるべきであると、そのように思います。

それでは、先に進めてまいります。

次の漁業振興助成金についてであります。

次に、日置支所分の漁業振興助成金についてであります。平成18年度から平成29年度まで、こちらにつきましては年間400万円の総額4,800万円が交付されております。そうした中で、日置支所の年間の維持管理費が毎年大体200万円前後かかっていると、そのように報告書になっております。そして、その残りの200万円を、放流事業をしたと申請して運営費に回していたと、そういうようなことになっております。それで、今回日置支所分の漁業振興助成金のこういった申請の金額が大きかったと第三者委員会からも報告があったとおりであります。

そこで、最初に確認をいたしますが、課長のほうからも説明がありましたが、400万円の漁業振興助成金のうち200万円は日置大浜の海岸高潮対策事業への協力に対しての漁業振興助成金であると、そのように説明を聞いております。この高潮対策事業というのもこれからまだ5年、10年と続くわけではなく数年間であるというような発言もあったと思うんですが、この高潮対策事業というのは今後の見通しというのはどういうふうな形になっているんですか、教えてください。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

西牟婁振興局建設部に確認しましたら、予算の状況にもよるとのことなんですが、きのうの一般質問の中でも海岸のところで事業費を3倍の分を入れていただいているとか、その辺のかげんもありますので、一概には申し上げられないというか、大体あと3年ぐらいで完成したいというように聞いてございます。したがって、最短ということでは平成33年度までというふうなことになるかと思えます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

これは行政が進めていくことで、県営事業で今のところ振興局としては最短ではあと3年と、3年が4年、5年というかもわかりませんが、振興局としましたら、一応この事業については3年、4年、5年前後で大体終結となるというように把握をすることができました。

それでは、この高潮対策事業が終了というような形になりましたら、今私が冒頭で言いましたように、400万円の日置支所に出している漁業振興助成金のうちの半分の200万円はこういった高潮対策事業に対しての協力金の意味合いであると。この事業が終わったら、当然高潮対策事業に対してのそういった意味合いの200万円の漁業振興助成金というのは、

これは白浜町としてその事業が終われば減額をするとか、いやまだこのまま高潮対策が終わっても、その意味合いという言葉が消して、まだ400万円をそのまま継続するのかなど、そこら辺の考え方については、今のところで結構ですが、その点についてはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

こちらのほうは平成16年にこのようなお約束の書き物がございますので、そこにも明確にこの高潮対策の期間中ということであつたわけでございます。したがって、これが終了した時点では、やはり私どもからは漁業振興助成金の分は終わりですよというような話を差し上げる必要があるかと思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

そういうふうな協定書があるということでもありますから、この事業が振興局のほうで最短でも3年で終わったとして、白浜町のほうから日置支所の漁業関係者の方に、今年度で終わりますから来年度からは減額でありますよとなっても、いやこれはおかしいと、そこら辺の意見の食い違いであるとか、もめごととは言いませんが、そういうことは発生しないということですね。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

この辺は今現在も組合のほうにも確認してございますので、そのようなもめごとはないかというように思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

よくわかりました。

それでは、進めてまいります。

この日置支所分のほうで今現在漁業振興助成金400万円が入っているわけではありますが、今回は調査委員会の資料をもとに課長のほうがいろいろと調査とか聞き取りをされたと思います。その中のことについて若干確認をいたします。

今回の調査で、そういった形でいろんなところに行かれたと思いますが、その中で漁協の本部とか日置支所とか白浜支所とか、いろんな交付金の流れとかの聞き取りとか書類の確認とかをされたと思うわけです。その中で1点だけ細かく聞くわけですが、その中で帳簿とか金融機関との取引の口座もあるかと思っております。多分白浜町から毎年振り込まれるわけですから、そういった金融機関の口座、通帳というんですか、そういったところまで確認をされたわけですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず交付金の流れということでは、交付金の入、これは組合の決算書等で確認をしております。それで、多分流れというのはそのお金がどのように使われているかというようなことですが、そちらのほうは組合の帳簿の中で誰にどういうふうに支払われているのか、このような確認をさせていただいております。ただ、金融機関の通帳までは確認してございません。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

もう少しお金の、こういうような報告書で、間違った申請での金額が本部の運営費のほうにということでありますから、やはりその点については、そこら辺の金融機関等の通帳というか、お金の流れを教えてもらえれば、説明を受ければ、町としてのより詳しい報告ができたのではないのかなと思ったから質問をさせていただいたわけです。

それで、そうでありましたら、先ほども言いましたが、今回の一般質問をする理由として、そういったことが地元紙に記事が出てから多数の町民が、そしてまた関係者の方から、今回の和歌山南漁業協同組合についてはさまざまな意見があったからと、そのように冒頭で言っております。私のお話しした中では、その中には漁協組合の関係者からの事実報告もありました。その中でよく話を聞いて、私は和歌山南漁業協同組合さんが今回の補助金の申請の仕組みであるとか仕方を余り把握していなかったからだとか、勘違いをしていたのが原因であったと、そのように課長の報告があったと思っておりますが、それが全てだったのかなと、私個人の思いであります、そのような思いであります。

それが、なぜかと申し上げましたら、漁業関係者の方からもお話がございました。一例を申し上げますと、これは日置支所の一例でありますけども、平成29年9月21日、日付まで報告がございました。9月21日に日置支所から500万円が本部に送金をされたと、そのように聞いております。日置支所ではそれぞれ項目別の通帳があると、そのようにお聞きしております。そこで、課長からも当初に説明がありましたように、その中で放流稚魚に使うイセエビであるとか放流の証拠となる写真の使い回しもあったみたいですよ。ですから今申し上げましたように、平成29年度に限ってではあります、平成29年9月21日は日置支所から組合本部に送金がされております。金額は500万円です。これは、白浜町が毎年日置支所に交付しているのが400万円とあと残り80万円の漁業振興助成金、それとあと少しのお金を足したらこちらの金額になるわけですが、それがそっくりと本部のほうに運営費として送金をされたと、こういった送金のやりとりが毎年行われていますと、そのような報告であります。29年度に限りましたら、日付まで平成29年9月21日に本部に500万円送金をしたと、そのように聞いております。

これを聞いたときに、ちょっと不自然であるかなと、そのように思うわけであります。ですから、なぜ私が冒頭で金融機関の通帳、口座について確認をしましたかと今申し上げましたのは、こういった事例の報告があったからであります。

ですから、このことについて、町として今さらながらということではあります、このことについて再度調査というか、確認のそういった作業でも、もう少し補足的にでもすればいいのではないのかと思うんですけど、そこら辺の考え方についてはどうですか。

○議 長

○番外（農林水産課長）

日付とか通帳の明示、この辺は私らも確認をしていないのですが、この500万円の引き上げというふうな話も聞いたことがございますので、組合のほうには確認はさせていただいてございます。そしたら、確かに500万円は持っているというふうなことの確認はできてございます。

ただ、結局、通帳がエビの通帳であるのか何の通帳であるのかそこはわかりませんが、やはり組合内部のお金の流動の話なので、私どもはどこから持ってきているからどうのこうのと指摘できるようなものではないかなというふうに思っております。

○議長

13番 溝口君（登壇）

○13番

わかりました。

これは私の1つの提案といたらおかしいですけど、そこまでの確認作業をすれば、より正確な報告というか、そういった形ができるのではないのかという思いから今ちょっと質問をさせていただいたということです。

それでは、次に参りますが、先ほどから答弁のほうがありましたけど、こういった漁業振興助成金は漁業振興になるのならば、運営費であるとか施設の修繕費、放流事業費などに多方面に使っていいと、そのような説明を聞いております。そうした中で、町の調査では間違った申請で捻出した金額については、運営費に使っているから助成金の意味合い的には問題がないと、そのような説明で、新聞報道でもありましたように我々にも報告がありましたように、第三者委員会では2,200万円ほどだったですか。ですけど、こういった意味合いからして、白浜町としては不適切だと判断をしたのが570万円で、それについては一旦こちらの白浜町のほうに入っておりますが、しかし残りについては、申請の仕方が悪くて使った意味合い的には運営費に回しているから問題ないと、そのような説明であったかと思いません。

ここで一般の町民の方々の考えからしたら、私は冒頭で言いましたように、この漁業振興助成金というのは白浜町で漁業を営む方々の発展につながればと、あえて、白浜町でと言いましたのはやはりこの点になるわけです。私は運営費に回していると、これはそれでいいと思うわけでありますが、申し上げましたように、和歌山南漁協というのはすさみ町、白浜町、田辺市の広域で構成している団体であります。そこで白浜町の運営補助金、漁業振興助成金で、日置の一例を申し上げましたけども500万円が本部に送金されて本部で運営費に回していると。当然、その運営費の中には白浜町分での運営に回した分もあろうかと思いますが、話に聞いておりますのは、ある年度によってはすさみ町の支所の運営費に回したりとか、ある年度には田辺市は支所が3つか4つあったと思うんですが、田辺支所の運営費に回したりとか。しかし、町としての判断としては、そういった違う市町の運営費に回しても漁業組合がそれで運営が成り立って繁栄というか、維持ができれば、白浜町の漁業振興にもつながると、そのような判断での運営費というような形だと思えます。

しかし、一般の町民の考え方では、白浜町が出している公金の一部が必ずほかの市や町の支所の運営費にも入っているわけ。ここら辺の考え方がどうもおかしいのではないのかなと

というような考えであります。そういうようなことにつきましては私自身も、白浜町の公金から出している漁業振興助成金が白浜町の漁業振興助成金のみじゃなく、ほかの市町の運営費に回しているというのは、少しおかしいのではないかと思うんですけども、こういった点は行政としては問題というか、それはそれであってもいいというような考え方ですか、その点についてお聞かせ願いたい。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

議員のご指摘にはお気持ち的には私どもも十分理解できます。ただ、これまでの漁業組合との約束事の中でその辺が明確にうたわれてございませんから、実際はご質問のようにすきみ町に行っているか田辺市に行っているのか、その部分は私どもも確認はできてございませんが、そういったことではなしに、本来であったらやはりそういった高潮対策事業によっての助成金、それから私どもの先ほどの埋め立てに対する助成金というふうなことになるなと思いましたら、やはりその地区で使っていただくというのは原則かなというようには思っております。

ただ、その辺の部分は今までも私どもも確認といたしますか、事務の中でそういったものの縛りをつけるというふうなことを抜かっていたので、それが今漁協のほうでやっていることが問題であるというようなことで即座につながるわけではないんですが、今後、見直しの中で助成金や補助金は白浜管内の漁業振興に使っていただくと、この基本は忘れないでいただきたいということを明示した上での運用といたしますか、そういったことを検討してまいりたいと思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

今、課長のほうから、今後の取り組みと漁業振興助成金の使途の制限というふうな形で私は把握したんですが、それを白浜町の範囲に限るとかそこら辺の細目について今後白浜町として検討してまいりたいと、そのような答弁だったと思うんです。

当然行政として、今回の件につきましては考えざるを得ないのかなと思うわけです。それぞれ違う行政にまたがっての和歌山南漁業協同組合なんです。ですから、同じような同等の金額でそれぞれの違う市町も白浜町と同じ金額をもし出しておれば、まだ説明がつくとは思いますが、当初に課長から聞いたように、白浜町ではこういう補助金の振興助成金であるとか放流事業の後押し施策である。田辺市は田辺市でまた違う形のと、やはり市町によって出し方も使い方も違うわけです。だから、そこら辺で、今、課長がおっしゃったように、早急に検討して、やはり町として発表するというか、当然相手とも話をしなければならないかと思えます。

しかし、私は他方、こうも思うわけでありまして。今白浜町の行政としての考え方を聞きました。しかし、こういった広域にまたがった漁業組合の助成金の使途に対する制限を今まで設けてこなかった行政の責任もあるという形の思いでの今の話、答弁だったと思うんですが、しかし、こうした事態を想定して、指摘をようしなかった議会にも責任の一端があるのではないのかなと、私自身もそう思うわけでありまして。和歌山南漁業協同組合が合併をして今の

形になったのが平成19年です。そのときから、漁業振興助成金であるとか、放流事業の増殖事業費を提出されとったわけです。その中でやはり我々も、この和歌山南漁業協同組合というのはすさみ町、白浜町、田辺市と3つの自治体にまたがって1つの広域の漁業組合であると。ですからひょっとしたら運営費に対してもこういうような形といたらちょっと町民感情からすればおかしいのではないかなと、その点を、私も含めて我々議員も気づかなかつた、よう指摘しなかったわけですから、何も行政だけに責任があったというわけではなく、やはり我々議会側、議員もその点の指摘をしなかったのは責任の一端があるのではないのかなと思うわけです。

今、担当課長のほうから1つの漁業振興助成金の今後の使い道についての話がありましたけど、この点町長、担当課長の答弁というのが白浜町を代表した答弁、考え方であるかとは思いますが、ここはやはり一番の大事な点であるかと思しますので、その点、町長の口から、町長の言葉として、同じ内容でも結構でありますけども、考えを聞きたいと思えます。どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、議員からご指摘いただきましたように、補助金あるいはこういった交付金、助成金につきましては我々も反省をして、補助金の要綱の見直し、あり方、そしてまた先ほどからお話をいただきました使途の制限ですとか、あるいは使途の明確化、これもやはりもう少しきちっと厳格に決めておくべきだと思っております。

いずれにしても、先ほど冒頭に申し上げましたように、今後は事業、実績等の確認方法の改善とか、あるいは職員のコンプライアンスの意識の徹底、こういったものも含めて、町民の皆様にご理解いただけるように取り組んでいかなければいけないというふうに真摯に思っているところであります。

○議 長

13番 溝口君(登壇)

○13 番

その点について早急なそういった形の見直しの作業にも入っていただきたいと思うわけがあります。

それでは、進んでまいります。

次の質問であります、次の質問事項につきましては、私は昨年から漁業関係者の方から内容を聞いて、把握しておりました。そのことについて白浜町行政としてどういうふうな対応を考えているとか、今後考えなければならないのかということを知りたいと思えます。

その中で、それがどういった事例であるかということで、これからの質問の中で話をします。

それは、平成31年2月13日付けで和歌山南漁業協同組合が平成25年5月7日付けで白浜町に、白浜町地域社会総合振興対策費補助金を申請してきておりました。もう既に終わっておりますが、そこで、白浜町は同年5月13日付けで上記の補助金の交付を和歌山南漁業協同組合に決定通知を出しました。補助金金額は261万円であり、和歌山南漁業協同組合自身も約半分に当たる負担額として260万8,500円、ですから総額521万8,500

円で作業車を購入すると。そのようなことで半分を白浜町に補助申請を出してきたと。当然、そこで当局に確認をするわけですが、前の会議でも確認をしています。今回の申請では、申請の相手方の和歌山南漁業協同組合では、こういった補助金の申請で作業車を購入すると、そんなことで相手方では理事会決定が必要ではあるが和歌山南漁業協同組合の理事会には諮っていない。そういったことも町当局も把握していると。これはあくまでも相手方のことですが、正式な公印を押して和歌山南漁協の判を押して申請してきたから、当然白浜町としたらそれに基づいて判断をして、半額の260万円の交付を決定したわけであります。

しかし、申請時には、私は思うんですが、申請の形がちゃんとなっているわけですから、当然白浜町としても正規の補助金の申請として扱って、その項目があるから補助金交付決定をしたわけであります。ですが、わかった今として、そのままの解釈でいいのかどうかという素朴な私の疑問があるのですが、この点、白浜町行政としてはどのように考えているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

私どももこれかなりややこしい問題であるというふうな認識がございまして、あらかじめ弁護士あたりにも相談をしてまいりました。まず、ご質問の理事会決定が必要であるが理事会に諮っていないというふうなことにつきましては、組合内部の意思を決定する上では当然問題ということになります。このように組合の内部のことだけで即座に町の補助金申請上の問題であるということにはならないと、このように解釈をしております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

この点につきましては、我々町当局と議会との中での決定するので、これは和歌山南漁業協同組合の内部での取り扱いの事項になると思います。私は町としてわかった今としてはどうであるかなと、そのことを確認したかったわけであります。

そこで、先に進んでまいりますが、そういった形で申請、補助金がおおりて、申請どおりの作業車を購入したと、そのように聞いておるわけであります。しかし、この前から昨年から私も既に把握をしておりましたが、これで補助金の申請で受けたこの作業車も転売をされているというも把握をしているわけであります。その中で白浜町の補助金要綱、そしてまた規則にのっとっておれば、正規の手續でありますから、売却金額の半額は補助金要綱の規則にのっとって返還をしてもらわなければならないと、そのように課長も話があったと思うわけであります。そこで私が思うには、いろいろと関係者から聞いておりましたら、まだ組合本部の資産台帳には作業車が組合資産としてまだ計上されておる。ですから組合本部としたら作業車が売却されていた事実を知らなかったことが判明したわけであります。

このことをどう解釈すればいいのかなと思うわけでありますが、そこで解釈をすればいいのかではなくて、当然こういうようなことであります。ですから和歌山南漁業協同組合の名前で申請を出してきて作業車を購入しておいて、まだ資産台帳には記載されておる。それで、売却されたことも知らなかったということで、町も調査をすると、調査中だとは思っています。普通購入した車は、私自身の車として、私が中古自動車屋に転売するときには当然私の判こ

が要ってくるわけです。それが要るわけですから、和歌山南漁協としましたら売却後も資産台帳にも載っているということは、和歌山南漁協の印でいくわけです。しかしそれを知らなかったということは、後で申し上げますが、関係者の話を確認もしておりますが、最初から購入した作業車の名義が和歌山南漁業協同組合の名前でなければならないのに、第三者の方の名義であったから、売却されても和歌山南漁協は知らずに資産台帳にもまだ載っているというふうに、私はそういうような解釈をして、また関係者の方から話がありまして、そのとおりであると。そのことについて、町は今現在詳しい事実確認をしているかとは思いますが。

最初的时候は売却代金がわからないので調査中であるということではありますが、現在はあれからかなり時間もたっておりますので、和歌山南漁業協同組合から補助金申請をしてきて、それで作業車を購入すると、当然これは和歌山南漁協の資産としてでありますから、その作業車の名義は和歌山南漁業協同組合の名義でなければならないわけです。これは白浜町の補助金要綱にのっとってもそうであります。しかし、そういった事実から考えた場合、それが和歌山南漁協関係者以外の第三者の名義であったということが判明をいたしました。私も確認をしました。当然このことも町としても把握をしていると思うわけではありますが、これらのことにつきまして町も承知をしているわけですね。承知をしているからといってどうこうと話すつもりはありませんが、この事態を承知しているのかということでもあります。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

町としましてもこのことの対応につきましては、事実といいますか、その案件を私どもがつかんでから、まず漁業組合のほうに確認をしてみました。それでその中で、漁業組合からは、ただいまご指摘の名義が変わっていなかった件につきまして報告を受けてございます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

ですから、このこと1つ、私が冒頭で申し上げましたように、今回こういった補助金制度、負担金を、白浜町は多くの団体に支給をしております。その支給している意義、その目的というのは、やはり団体が発展というか、繁栄することによって、それがひいては白浜町の発展、それぞれの地域の発展につながるということです。ですから、大変厳しい財政状況の中から毎年多くの支出をしているわけです。支出している中でも、いろんな各団体によって一般的な見方をすれば、これは数字上ではありますが、金額的に多い、少ないといろいろあるわけであります。その中で、特にこの和歌山南漁業協同組合、こういった漁業関係者の方への白浜町行政としての支援策としては、やはりほかの団体と比べても金額的にはかなり上位に位置づけられると思うわけです。

ですから、こういった1つのことで、やはり白浜町の補助金制度の根幹を揺るがす形に発展するのではないかと。これからほかのいろいろ交付を受けている団体にも大きな影響が考えられるのではないかと、そのように思うわけであります。やはり信頼関係で行政としてそういった団体が発展するということは、ひいては白浜町の地域、白浜町の発展ということで支出をしているわけですから、その補助金制度の目的が根幹から揺るがされるのではない

のかなと。

ですから、私が申し上げたいのは、町として、行政としての対応をきっちりとしないと、やはり多くの町民の方であるとかほかの団体等の方からの厳しい目が白浜町行政に対して、今後どうするのかというのは、ずっと後の結末がどういうふうになるのかはまだ今後だと思えます。しかし今の課長の答弁の中で、こういったことを承知しているとなりましたら、私は今の白浜町の補助金要綱、規則にのっとっても重大な違反行為ではないのかと、これは明らかだと思うんですが、ここら辺の基本的な今後の白浜町の考え方について、早急にこういった対応をすとかどうかというのは、今後だとは思いますが、詳細もまだこれからの部分もあろうかと思いますが、基本的な考え方について聞きたいと思いますが、どうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

まず補助金制度の根幹であるとかいうことの部分なんですけど、今回の問題につきましては、先ほどからご指摘いただきました水産資源とかあちらのほうの補助金につきましては、確かに補助金制度の根幹にかかわる重大な事項であるかと思えます。ただ、こちらのほうは、補助金制度の根幹とかそのような範囲ではなしに、やはりこれは内部調査が全て終わるまでは適当なことは言えないわけですが、補助金制度の範疇ではない。ですから、補助金要綱や規則に抵触するやしない、こういったもの以前の問題かと思っています。ただ、私どもの、町の補助金に絡んでいる問題でございますから、そこは私どもも十分町民の方に説明責任がございますから、調査のほうはしてまいりたいというふうに思っております。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

私が補助金制度の根幹を揺るがすという表現は少し誇張に聞こえたかもわかりませんが、素朴に一般のいろんな町民の方々であるとか、ほかの補助金や負担金交付を受けている団体からすれば、こういうふうな形だったら、それぞれの団体も、ほかの町民の方から、あんたら受けてるけどちゃんとしているのかどうかとか、そんな目で見られて、ほかにも影響が出かねないのではないのですかと。だから、全体にこうという形を。

ですから、町の対応をそういった補助金制度の意味で根幹と表現をさせていただいたんですが、その点について、今後詳細について、やはり調べなければならないと思うわけでありす。

その上で、町として、今、課長は規則とかそういった以前の問題であるということで答弁がありましたが、それがどういうふうな形かというのは私は想像できませんので、それ以上お聞きすることはありませんが、今後詳細を調べて、適切な対応をすべきであるという形をお願いを申し上げたいと思います。

次に進みますが、やはり今回の和歌山南漁業協同組合に対しての漁業振興助成金であるとか水産増殖費事業費補助金に対しての姿勢や取り組み、和歌山南漁業協同組合の補助金申請事業に対してのこういった現状から判断して、白浜町としては一度第三者委員会からの報告書をもとにそういった調査をされて、一応新聞紙上で発表がありましたけども、570万円が不適切であったということで、金額については白浜町に払い戻しのように入ってきており

ます。

しかし、私が先ほどから申し上げたように、今後補助金の要綱の用途の制限であるとかをこれから検討していくということではありますが、白浜町に使われなかった分も検証できるのであれば、可能であれば検証して、その分が幾らになるかは私はわかりませんが、多分第三者委員会の残りの1,700万円に相当しないとは思いますが、白浜町以外の分に支出に回すとか使われていたという金額が明らかに調べることができて、金額が確定することができれば、私はその分もやはり返還をしていただきたいと申し入れるべきではないのかなと思うわけです。

私もある程度は理解しているわけです。組合の運営そのものが白浜町の行政区域内の漁業の振興にも当たるといふその解釈もわかるんですが、素朴に私が先ほどから言うたように、すさみ町も田辺市も同じような金額を支出していると。白浜町だけが突出した金額をどうも本部に送金をして、それで本部が全体の運営資金に回していると。ですから、私は当初は運営資金に回すのは問題ではないと、ああそうやなと思っていたのは、私が勝手に勘違いをしていたんですが、白浜町の行政区域の、例えば日置支所であるとか白浜支所の運営費に私は回しているのやなと勝手に判断していたんですが、よくよく調べて聞いていたら、本部の運営費です。それは白浜分も入っていると思いますよ、しかし、すさみ町の分にも使ったり、田辺支所の分にも白浜町が出した公金の一部が必ず入っているわけです。もし金額を確定することができるのだったら、その分は戻してもらってもいいのではないかと。しかし、できなくても、そういった作業はすべきではないのかなと思うんですが、そこら辺の町の考え方はどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

確かにお気持ちのほうは私も十分理解できます。ただ、お金のほうですが、例えばこれが白浜支所用、日置支所用に車を買ってそこで使ってくれというふうなものでございまして、それが田辺市やすさみ町に行って使われるということになったら、そこは問題がございしますが、あくまでお金の話でございまして、入ってきた金額に白浜の振興助成金、どここの助成金ということの名前がついていませんから、そこまでは恐らく確認はできないというふうに思っております。

それとあと500万円の引き上げの件も言われたんですが、間接的に申し上げますと、日置支所で従事する職員の人件費とかそういったところにも当然その部分は充てられてございまして、職員は日置支所で支払いはしていませんから、それからその他支所を支える経費に充てているというふうなことの説明も漁業組合のほうで受けました。ですから、組合の考えもあるかとは思いますが、逆にこの助成金があるから日置支所が現在もまだ維持できている、白浜支所もあるというふうなことが私どももある程度は推測できるような状況でございまして。

ですからご指摘の部分の調査というのはなかなか難しいのではないかと思います。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

当然課長の答弁にもそのことが、私もそう思う部分が大半であります、しかし素朴な町

民感情、思い、考えからしたら、白浜町が財政事情の厳しい中からいろんな団体に出したその補助金が、広域にまたがった組合の全体の運営費に使われておるといのは、やはり住民感情からしたらちょっとそれはおかしいのと違うかと。しかし、課長の答弁は私もわかるんですよ。課長の答弁に対しては理解できますので、けども、だから、今、課長から答弁がありましたように、これからそういった補助金の使途の制限についてやはり協議をして、縛りというんですか、そこを明確化して住民感情がある程度理解してもらえるように。そしてまた、相手もそれを了解して、組合運営にも、それでも組合運営がその方法でも成り立っていけると、そこら辺を話してお伝えもして、相手の考えも聞かなあかんとは思いますが、しかしまずは町の公金を出して、我々町が白浜町民に対して説明をしなければ、町民がちょっとおかしいのと違うかと思っているわけですから。いくら白浜町も加盟している漁業の発展にもつながるとはいえ、違う市や町の運営費に回されていると、そういうふうな解釈になりますので、その点はやはり早急にそういった住民感情の解消というのは、課長から先ほど答弁で提案してもらいました補助金の使途の制限を早急に設けて打ち出しをしてもらいたいと。それについては議会にも報告して、我々も考え、意見交換をさせていただきたいと、そう思います。

それでは、最後になりますが、この和歌山南漁業協同組合に対しての漁業振興助成金、そしてまた水産増殖事業費補助金、今回はそういった形で当初予算は既に計上されております。そして、私も基本的というか、基本的にこの事業は必要な事業であると思っております。が、私はこの補助金問題がはっきり解決できていない状況の中で、今回あえて白浜町当局として当初予算を計上した理由を、これからあまりこれを言うたら予算審査がありますけど、そこら辺、この問題についてはこのことにもつながっていきますので、あえて1回だけ聞くだけではありますが、今回当初予算に計上した町の考えを聞きたいと思っております。まだ問題解決というか、一応の筋道はついているかと思っておりますが、しかし町民感情からしたら、もっと今後はこうあるべきと、そこら辺の協議もこれからするということでもありますから、そうした点からしたらまだ終わってないわけですね。しかし、当初予算には計上している。どういう理由であるか、その当局の考えを聞きたいと思っております。どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

当初予算案に計上した理由でございますが、私は今回の問題は和歌山南漁協、それから町に起因するものであり、一町民である各漁業者には何ら不利益なことがあってはならないと考えております。これらの助成金、補助金を活用することによりまして、町の漁業、もっと言えば観光面も含めた地域の経済を支えていただいているのは組合ではなく、むしろ地域の漁業者の方々です。ですから、全ての結論が出ていない中ではございますが、町といたしましても、確認調査で一定の方向を見出しましたし、現時点での和歌山南漁業協同組合の誠意を見せていただく中で、私は平成31年度当初予算案に計上させていただくことは、町として必要なことであると確信をしております。

しかしながら、もちろん執行に当たりましては、きちんとした助成金、補助金の要綱をつくるとともに、確実に事業が行われているのかの確認方法も改善をいたします。それから、町職員のコンプライアンス意識を徹底させるとともに、組合組織における問題点の改善協議

へ参画させていただくことなどにより、今回の問題において出てきた課題を確実に解消した上で、慎重な運用をしてみたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

13番 溝口君（登壇）

○13 番

当初予算に対する町の考えを今聞きました。個別の案件につきましては議員の皆さんからもそれぞれの委員会でも話があるかと思いますが、この一般質問を通じて、補助金の使途の制限をこれから検討していきたいと、そういったすぐにかかれる事項につきましては早急にかかっていたら、また報告をして、それを検討するのではなくして実施をして、効果が少しでもあらわれるというか、多くの町民の皆さんとかほかの団体の皆さんからも、それだったらこれから安心してこうやとか、我々も安心してできるように、それがひいては補助金を出す目的で、その団体が繁栄するということは地域、ひいては白浜町の発展と、そういうような形につながっていくわけですから、そこら辺の問題が発生すればその都度早急な対応をすべきであると思います。

そういうことを申し上げまして、時間もあと3分ですが、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議 長

以上で、溝口君の一般質問は終わりました。

休憩します。

（休憩 11時27分 再開 11時35分）

○議 長

再開します。

14番 長野君の一般質問を許可します。

長野君の質問は総括質問形式です。通告質問時間は20分です。長野君の質問事項は総合的な森林、林業施策の推進について、コミュニティバス川添線のバス停新設についてです。それでは、質問を許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問を行います。

質問に先立ちまして、県内の市町村を対象にした第16回県広報コンクールでの入賞おめでとうございます。今後とも、町民の皆さんに親しんでいただける広報白浜をつくっていただきたいと思います。

平成という時代が間もなく終わりを告げます。今まさに、新しい時代の幕開けが目の前に迫ってきております。平成最後の町議会の開会に当たり、改めて苦難の時代を生き抜かれた先人の皆さんに感謝の気持ちを捧げたいと思います。平成の時代が戦争のない、平和な時代であったことに対しまして、この議場に集う全ての皆さんと、その尊さを改めてかみしめながら、質問に入らせていただきます。

まず質問事項1、総合的な森林、林業施策の推進についてお尋ねいたします。

第2次白浜町長期総合計画に、近年、木材需要の低迷や林業従事者の高齢化と後継者不足

など、林業経営の環境はきわめて厳しい状況となっています。

しかし、国土保全や水資源の涵養、生活環境の保全など森林の果たす役割は大きく、今後とも住民生活の安定に向けた森林の維持、管理を進める必要があります。木材の本町の林野面積は町の多くを占めていますが、山間地域の過疎化や高齢化の進展により、維持管理が十分に行われていない状況にあります。

森林の保全と育成は、全国的な課題でもあります。先ほども申し上げましたが、森林には雨水をため込んだり、土壌の流れや土砂の崩壊を防いだり、多様な生物を養ったりという公益的機能と呼ばれる大切な働きがあり、人々の暮らしにも深くかかわっています。

我が国の森林は、戦後、植林されたものが本格的な利用期を迎えていますが、十分に利用されず、また適切な森林管理も行われていないという課題に直面しております。

そこで、お伺いいたします。

林業の再生には、まず、公共建築物に国産材を利用するなど、需要も積極的に掘り起こしていく必要があると思います。切って、使って、植えるというサイクルを定着させ、また、林道の整備など森林整備をしっかりと加速させ、山崩れ等を防ぐ治山事業についても取り組んでいかなければならないと思います。

新設される森林環境税も活用しながら、次世代へ豊かな森林を引き渡すことが我々の大事な使命だと思えますが、町長の総合的な森林、林業施策の推進への力強い施策の方針をお伺いしたいと思います。

続きまして、質問事項2、コミュニティバス川添線のバス停新設について、お伺いいたします。この件については、昨年12月議会でも質問をさせていただきました。

そのときの答弁は、生馬地域における最新の運行実績について提供を依頼しているところであり、川添線の運行状況ともあわせ、精査した上で上富田町と具体的な協議を進めていきたいとのことでありましたが、現在までの協議内容、また、バス停新設の見通しについて町長にお伺いいたします。

○議 長

長野議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま長野議員から、1点目に総合的な森林、林業施策の推進についてご質問をいただきました。

当町の民有林面積は1万6,045ヘクタールであり、そのうち、スギ、ヒノキを主体とした人工林は9,337ヘクタールで、人工林率は58%でございます。林業を取り巻く情勢は、住宅着工戸数の減少等による木材需要の減少、木材価格の低迷等で厳しさを増しているところでございます。しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出、崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要性はますます高くなってきていることから、当町においても公益的機能に優れた健全な森林を育成するために、人工林の間伐の推進及び天然林の整備を積極的に実施することは重要であると考えてございます。このような森林資源状況のなかで、今後の目標は、適地の減少等に伴い拡大造林は望めないことから、保育、間伐を適正に実施していくことが重要でございます。

また、材業振興、山村地域の発展と住民福祉の向上を図るため、適切な森林施策を計画的

に実施して、林業経営可能な山づくりを目標に森林資源の維持造成を図るとともに、森林の有する多目的機能の総合発揮に努め、さらに、ユネスコの世界遺産に指定された「紀伊山地の霊場と参詣道」周辺の森林については、和歌山県景観計画において特定景観形成地域にも指定されており、それぞれの指定の趣旨を鑑み、文化的景観に配慮した森林整備も必要であるとと考えてございます。

もちろん議員がおっしゃられるように、公共建築物に国産材の利用や、林道の整備、治山事業についても取り組んでいかなければならないと考えてございます。

なお、近年の公共施設への木造化、木質化の取り組みについては、平成21年度に椿はなの湯、平成25年度に湯崎浜広場足湯を木造化しており、床や壁などの木質化については、平成22年度に南白浜小学校、平成22、23年度にとんだ幼稚園、平成26年度に日置川消防署、平成26、27年度に北富田小学校、平成27、28年度に白浜第一小学校、平成30年度に白浜民俗温泉資料館で取り組んでいます。今後は新たに交付される森林環境譲与税の活用も可能になるとお聞きしていますので、こちらの活用も視野に入れながら、引き続き取り組んでいきたいと考えてございます。

さらに、2019年4月から施行される森林経営管理法に基づく市町村による新たな森林経営管理を推し進めることが求められており、林業の経営が成り立つところは林業事業者への再委託を、成り立たないところは森林環境譲与税などを活用して、市町村みずからが森林整備等を行うシステムを確立させる必要がございます。

この仕組みのもとで、市町村が行う公的な管理としての森林整備や、所有者の意向調査、境界確定、人材育成、担い手の確保などのシステムを円滑に機能させるための取り組みを行う予定でございます。

今後、県、森林組合、森林所有者等と一体となって、地域の実情に応じた森林整備等が着実に進むよう取り組んでまいりたいと考えていますので、議員におかれましても引き続きご指導いただきますようお願い申し上げます。

続きまして、2点目でございますが、コミュニティバス川添線のバス停の新設についてご質問をいただきました。

昨年12月議会でご質問をいただいてから現在までの経過でございますが、まず上富田町のご協力をいただき、調査しましたところ、生馬地域住民の上富田町コミュニティバスの利用状況は、利用が全くない日もあるとのことでしたが、おおむね1週間で6～7名程度ということでした。

このことから、改めて恒常的な定員超過になる可能性は低いと考えられましたので、本年1月24日に上富田町の担当部署と運行方法についての協議をいたしました。協議の結果、生馬より朝来駅までに、現在ある上富田町コミュニティバスのバス停13基を使用し、上富田住民へもバス利用を開放することと、上富田町コミュニティバスの既存路線上であることも踏まえて、上富田町の負担はなしとすることで、白浜町コミュニティバスのバス停新設について検討を進めていただくこととなりました。

また、生馬地域では一部県道上富田ささみ線旧県道に位置するバス停が2基ございますが、そちらについては現在の白浜町コミュニティバスの運行系統ではないため、バス停設置は行わず、料金体系についてもそれぞれが運用を行うことで協議を終えてございます。

本年2月21日には上富田町地域公共交通会議が開催され、この協議結果に基づきまして、

議案の1つとして白浜町コミュニティバスのバス停設置を取り上げていただき、同会議に白浜町としてご説明にお伺いし、ご了承をいただきました。

今般の上富田町域における乗降に対し、上富田町のご配慮に感謝申し上げる次第でございます。

この結果を受けまして、ご指摘いただいておりますフリー乗降とあわせて、白浜町地域公共交通会議に提案したいと考えております。現在は、早い段階で、臨時の白浜町地域公共交通会議を開催し、承認いただけるよう進めているところでございます。

○議 長

答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

答弁を賜りましたが、コミュニティバスについて再質問をしたいと思います。

コミュニティバスのバス停新設、また、フリー乗降とあわせて、今後どのような予定で進めていくのか、わかる範囲内で答弁を求めます。

○議 長

長野議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま議員より今後の予定について再質問をいただきました。

今後の予定といたしましては、4月に臨時の白浜町地域公共交通会議を開催し、承認いただけましたら、速やかに運行事業者に運行計画の変更申請をしていただき、国の認可をいただき次第、6月の運行開始を目指して取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。どうかご理解、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

再々質問があれば許可します。

14番 長野君（登壇）

○14 番

総合的な森林、林業施策の推進については、森林環境税の活用を視野に入れて、新たな森林経営管理システムを確立していただきたいと思っております。和歌山県は、古くから紀州木の国と呼ばれ、優れた木材を生み出す林業地として栄えてきたと思っております。その歴史に学び、林業資源を生かし、林業を再生するためにマーケティングを含めた林業の産業化と森林資源管理の専門家の育成が今後強く望まれると思っております。

コミュニティバスの主たる利用者は、ほかに交通手段を持たない高齢者であると思っております。コミュニティバスが高齢者の外出支援につながっています。今回の停留所新設、また、フリー乗降についてであります。バスを利用している全ての人たちの切実な願いであり、心の訴えであり、心の叫びでもありました。当局の皆さん、上富田町の皆さん、バスを利用している皆さんの思いをしっかりと受けとめていただきましたことに、感謝申し上げます。

最後になりますが、先ほど溝口議員からもございましたが、この3月末で退職される職員の皆さんには、長年にわたり奉職され、本当につつがなく、このときを迎えられますことに、心からお慶び申し上げます。職場の数々の思い出を振り返ると、まことに感慨深いものがあ

ろうかと思います。また、公務員としての道を歩み、町民の皆さんのために日々ご尽力されましたことに対しまして、心から感謝の念を申し上げます。これからは、新たな旅立ちであろうかと思いますが、これまでの貴重な経験を生かしていただき、今後は地域住民のリーダーとしてさらなるご指導を賜りますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○議 長

以上で、長野君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 11 時 51 分 再開 13 時 00 分)

○議 長

再開します。

12番 廣畑君の一般質問を許可します。

廣畑君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は70分です。廣畑君の質問事項は和歌山南漁協補助金問題について、学校図書館司書業務等についてです。まず、和歌山南漁協補助金問題についての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それでは、和歌山南漁協補助金問題についてということで、質問させていただきます。

その前に、花粉症気味なので言葉が聞き取りにくいかわかりませんが、その点、ご容赦願いたいと思います。

昨年から問題になっている和歌山南漁協の補助金問題、漁協は第三者委員会を、町はそうした第三者委員会の報告を参考にしながら一定の調査をして、過日の全員協議会などに報告がありました。また、そのことの報道が地方紙でも大きく取り上げられ、町民はもとより衆目の関心の的となってございます。

そこで、まず1点目につきまして、漁業振興助成金についてお尋ねいたします。

漁業振興助成金については、何にでも使ってもいい補助金だとして交付をしてきておると、これは調査の中で当時の漁協の関係者などがそういうふうな認識を示しておったということで、そういうふうな理解をどんどんしていったというふうな経過があると思いますけれども、漁協と役場は何となく合意をしているのがこの認識であるように思いますが、議会や町民に説明が必要であったと思いますが、どのように考えますか。まずこのことをお尋ねします。

○議 長

廣畑議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

廣畑議員から和歌山南漁業補助金問題についてのご質問をいただきました。

本件につきましては、昨年和歌山南漁業協同組合の虚偽の手續により、当町漁業振興助成金及び水産増殖事業費補助金を受給していたという事実が発覚したものでございます。本定例会の冒頭の挨拶の中でも申し上げましたが、町及び組合は町民を初めとする関係各方面からの信頼を損ねる結果となってしまいました。その責任は申請者である和歌山南漁協にあることは言うまでもありませんが、組合に適正な指導ができていなかった町の責任も重大なものがあつたと考えています。

今後は本件発生に至った問題点などを真摯に受けとめ、再発防止のために万全を期し、町としての責務を果たすことにより、失われた信頼の回復に向けて取り組んでまいり所存でございます。

議員からは漁業振興助成金の用途を議会や町民に説明が必要であるというふうなことかと思いますが、本問題を解明し、その対策を講じ、その内容を説明していくことは非常に重要であるというふうに認識をしております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今も町長の答弁がありましたけれども、今議会の冒頭の挨拶、所信表明の中で、そのように失われた信頼の回復に向けて取り組んでいくというふうなことであります。ただ、このことについて何に使ってもいい補助金だったというふうなことが、そのまま以前から来ておったというふうな認識であったということについて、やっぱりもっと議会や町民に説明が必要であった、解明をしていかんなんというふうに思うわけです。一定の解明は進んできてあるというふうな中間報告的なものであると僕は認識しておるわけでありましてけれども、このような補助金や助成金はほかに幾つぐらいあるんでしょうか。このことについて、お尋ねをいたします。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

和歌山南漁業協同組合に対する補助金という解釈でお答えさせていただきますと、今回問題になりました漁業振興助成金と水産増殖事業費補助金、そのほかに施設を改修する場合に補助をする水産施設改修補助金、以上の3つがございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

これは漁業者に対する、あるいは漁協に対する補助金、助成金というふうなことであります。ほかにも以前同僚議員が質問をしたときに、さまざまな各課にわたってというふうな補助金があるということでありました。それは認識しておるわけなんですけれども、やっぱり午前中も同僚議員の質問もありましたけれども、補助金について、あるいは助成金についてその会の運営について、あるいは会社なり組織の運営についての補助というのは、やっぱりきちんとしていかなあかんというふうに僕らは認識するわけです。補助金の補助をする場合に報告を受ける、年間の事業報告とかいろいろ受けていくわけなんです。何を言いたいかというたら、ほかの補助金の場合に会計報告が、いろんな団体からあると思います。例えば老人クラブの補助金、それから社会福祉協議会などの補助金、こうした最終の報告を受けてそれを確認していく作業というのがあると思います。やっぱりこうした漁業者に対する補助金というのは、けさほどもよその自治体の話もありましたけれども、事業に対して補助をしていく、このことがやはり基本的な考え方だというふうに思うわけです。運営については、自分の団体なんだからその団体で処理していただくよというふうになるわけなんですけれども、やっぱり今までの経過の中で逆にそういうふうな問い直しがされてこなかったのと違

うのかなというふうに思うわけです。

水産増殖補助金、それから事業に対する備品を買ったときの補助金は、今、課長の答弁がありましたけれども、これは物がありますし、いろいろついてくるわけなんです、経理がわかるわけなんです、以前から役場の補助金などについての精査、これは何度かあったように思います。以前も聞いたことがありますけれども、そういう今の歳入歳出の中でやっぱり財政をきちんとしていかんなんということの中で、締めていっておる。僕の体で言うたら太り過ぎてあるからもっと締めよというふうなことで財政を締めていくということが必要であって、それでいろんな形でやってきてあると思うんです。そういうことについて、きちんとせんなんというふうに思うんですけれども、そういう点はどうなんですか。

補助金はほかに幾つありますかとこの項で答えていただくのか、次の項で答えていただくのかわかりませんが、次に3つ目の項目で補助金を恣意的に運用されていると思いますが、どうかというふうなことも問うていますけれども、このことにかかわってどのように考えて運用をしておるのか。申請をしていただいて交付をしておるのかというふうなことも含めて、2番にかかって3番の3つ目の質問というふうなことで答弁を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

今回のこの漁業振興助成金につきまして、そしてまた水産増殖事業費の補助金につきましては、今まで私どもが調査をする中で第三者委員会の調査も出ておりますけれども、その中ではっきりわかってきたのは、やはり問題発生の要因といいますか、これは漁業振興助成金については町と組合側の双方の補助金制度に対する認識及び調整ができていなかったということが原因だと思います。

それから、水産増殖事業費補助金につきましては、組合側の誤った認識があったり、稚拙な事務処理というのもあったというふうに私どもは認識をしております。その中で、適正な適切な申請がなされておれば、こういったことにはならなかったわけでございますけれども、その中でも、私どもも町としても指導ができてなかったという部分もございますので、組合、漁協の問題だけではないというふうに考えております。

それと、まず漁業振興助成金というのは、あくまでも漁業の振興を図るためのものであるということは目的にしておりますので、これにのっとりやはり交付をすべきものだというふうに思っております。これを交付することによりまして、漁業振興につながるものであれば、その用途に制約はなく、例えば組合の経営安定のための運営費だったり、放流事業費、あるいは施設の修繕費など多方面にわたる用途に使用できるものでございます。

しかしながら、あくまでもこれは漁業振興につながるものであるというふうな条件といいますか制約、限定がございます。ですから、今、議員からも恣意的というふうなお話がございましたけれども、やはり私は恣意的という言葉はちょっと当てはまらないのではないかと考えております。恣意的というのは、あくまでも、気ままに自分勝手なさま、あるいは論理的な必然性がない、思うままにふるまうさまということでございますので、これを恣意的と捉えるかどうかの判断は、それぞれお考えがあらうかと思っておりますけれども、漁業振興につながるものであるとの限定がありますので、私は今回のこの漁業振興助成金については恣意的

に適用されているというふうには考えてございません。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

それから補助金の見直しの部分のご質問があったかと思いますが、私どもの所管の漁業振興助成金もそうなんです、町では平成23年か24年ごろ、町の補助金要綱も含めた中で補助金規則、こういったところの全体的な見直しを行ってございます。私どもの漁業振興助成金の白浜支所分は、このときまでは請求書だけ出てきて、それに対して交付をしていくというような扱いだっただんですが、そのときから実績報告を出していただくというようなことで、それで対象も限定するというようなことで改善を図った経過がございます。ただ、今回の問題は、そのときの改善の指導といいますかそれが十分できていなかったために、正しい報告が出てきていなかったというような問題点が出てきたところでございます。これは私どものところはこういった問題が出たんですが、あとは各課において、それぞれのその時点での改善措置というのは講じられておるかと思しますので、町の対応としてそのような経過が今までにあったことを報告させていただきます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

以前もどこかの機会でご、課長が言われたようなことがあったようには記憶してございますし、その時点で周知をしておくというふうなことがほんまに必要なのと違うのかなと思うわけです。

ただ、しかし、使い方について、交付する側と受ける側の連絡が不行き届きというか、合意がなかなか図られていなかったように思うんですが、使ったら使ったで、ほんまに領収書というか、どういうものに使ったという記載がなかったらあかんと思うんです。今皆さんは国の財政の根幹である所得税などの事業とかの申告、国税のほうの申告がきょうまであります。それで、みんなそれぞれ年末調整をしたり、そして自営業の方は15日までに申告をしておる。そしてまた、消費税の申告もまだこれからある、そういうことであります。そうした財政をいかに使うかというのは、国が考えていくことなんですけれども、町としてもそのことは考えていかなんというふう思うわけです。

それで、このことについて原稿はないですけども、発言をしたいと思います。

町の次の財政健全化プランの中で町もお金不足というふうなことの中で、将来にわたり安定的に行政サービスを提供して、多様化する住民のニーズに的確に対応するためには、行財政基盤をより確かなものとする一層の取り組みが求められていると、こういうふうなことがうたわれております。これに基づいて、さまざまな事業、歳入について、あるいは歳出についてスリム化をしていくというふうなこと、これは町の人員だけではなく、各団体への補助金の支出についてもそういうふうなことかなと思っておるわけです。

一面、違うこともあるのかなと自身はこうした財政健全化プランについて思うわけなんですけれども、おおもとの基本はこういうことで、平成18年度からですか、第一次白浜町財政健全化プランということになります。平成23年度にはまた第2次の、今は第3次というふうなことでありますけれども、こうした健全化プランをつくりながら、財政をスリム化、

健全化をしていくというふうなことの中で、明らかに問題が表面化したように思うわけです。

そうしたことを言いながら歳入をふやしていくというふうなことでは、これも原稿ないので言わせていただければ、今までも質問をしたんですが、滞納金の徴収をするということで、この報告にもありますけれども徴収率もかなり上がってきております。その評価についてはまだ言いませんけれども、こうしたことの中で、財政をきちんとしていく、やっぱり支出先もきちんとしていくというふうなことで考えていっておられるということだと思います。そういう中で、今度こうした問題が浮上してきた、明らかになってきた。やはりここで、もっと出し切っていくべきと違うのかな、マイナスの部分、適正化に踏み込んでいく、もっときちんと細かいところまで指導していく、指摘をしていくというふうなことが中途に終わっておるように思うんです。

そういうことについて、次の4番目の交付された交付金が恣意的に費消されていたことについて、町民目線についてどのように考えておられるのか、このことについてお尋ねしたいと思います。

住民、町民は、あるいは町外の方も含めて、町のこの問題に対する取り組みに、先ほど午前中の同僚議員の発言にもありましたけれども、住民からいろんな質問がある。おまえら、何をしやるんと言われているのは、僕らも言われますけれども、もちろん当局の皆さんも直接的に、間接的に言われておるように思うんです。町長は違うというふうに言われたけども、交付された交付金は僕は恣意的に費消されたというふうに思います。

こうしたことについて、もちろん執行する側の発言ということになるんですけど、当局ではなしに町民の目線についてどういうふうに考えますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

交付された公金が恣意的に費消されていたということでご意見をいただきましたけれども、町民目線ということ言えば、私も含めて町当局としましては、これまでもご指摘いただきましたような財政健全化プランに基づきましてずっと検討してまいりました。その中でやはり歳入をいかにふやして歳出を減らしていくかというふうな、健全な財政を運営するためにはそういったことにも思いをはせて今日まで取り組んでまいりました。

しかしながら、補助金あるいは交付金、助成金につきまして、今回のような事件といえますかこれが生じてしまった以上、ここはもう一度原点に戻って、一からいろいろな観点から見直す必要があるだろうというふうに思っております。

しかしながら、恣意的に費消と、使われていたということにつきましては、議員と少し認識の違いがございますけれども、本補助金問題につきましては町民を初めとする関係各方面からの信頼を損ねるものであったということがございますので、本当に真摯に受けとめまして、決して今後はあってはならないというふうに考えております。

○議 長

12番 廣畑君(登壇)

○12 番

町民の皆さんの目は本当に厳しいと思いますし、それは経済情勢などからしても、そのとおりだと思います。やっぱり経営の安定というのはそれぞれの団体が、例えば自分たちでつ

くっていく。漁協に対する補助については、事業費に対する、こうした事業をしますよ、イセエビの放流事業に対して補助をしますよというふうな、これはいいと思うんですけども、漁協自体の運営について補助していくかというたら、それはちょっと違うのではないかと。

午前中も同僚議員も言われたけど、それぞれの自治体で1つの漁協に対して3つの自治体がそれぞれ補助をしておるわけです。それで、午前中の議論にもあったけども、どういうところに使われたかわからないというふうな中で、それぞれの町、自治体が所管する部分だけについてしていくわけです。合併して大きくなっていますし、その時点で平成22年、23年の調整、見直しというよりも、やはり漁協が合併していく中でどのように考えていくかという、補助金のあり方について、今さらこのことをここで言うてもあきませんけれども、そうした反省もせなあかんのと違うかなと思うわけです。

この漁協の問題だけではないと思いますけれども、当面こうしたいろいろなことが明らかになっている以上、やはり経営の安定についてはそれぞれの団体がきちんと責任を持って、上部団体と相談しながら経営を回復していく、そういうふうなことが必要であるように思います。

漁業者のことで言いますと、国は今回いろいろな法律などを改悪して、零細漁業者を沿岸から締め出すような法律をつくってきておるという結果がございますけれども、やはり本当に漁業をして生業としてこの地方で生き残っていくためにはきちんとした対応をしていかなんというふうな、自治体としてはきちんとしたそういう事業に対する補助をしていかなんというふうなかなというふうな思うわけです。

それとやっぱり、町民目線でどのように考えていくのかということも、補助をしていく上での大きな視点になるのと違うのかなと思います。

それで、先ほどもありましたけれども、今議会に冒頭の挨拶で、町長はこの問題は補助金制度を根底から揺るがすもの云々との認識を示されていますが、町民を初め関係各方面からの信頼を損ねる結果となってしまったと。その責任は申請者である同組合に帰属することは言うまでもありません。適正な指導ができていなかった町の責任も重大。このように述べられております。それは先ほどの答弁でも明らかであります。このような中で、調査で判明した不明金や、合併以前から何にでも使ってもええのやという認識を持っておった補助金、助成金などについて返還を求めるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町として今日までできる限りの調査をした結果、漁業振興助成金につきましては、漁協のみの責任でなく、むしろ町の対応、特に助成金を交付し出した時点からの町の対応が適切でなかったことが根底にあるのかと思っています。この問題の大きな原因だというふうな考えております。いろいろな考えもおありかと思っておりますけれども、町の調査結果を踏まえた上で、漁協からの補助金返還が水産増殖費補助金の部分、573万9,741円の自主返還という姿勢につきましては、現時点での判断としてはやむを得ないものだというふうな考えております。

ただ、これで終わりというわけではなくて、和歌山南漁協もこの問題については終わりと考えておりませんし、これまでと異なった新たな事実、あるいはそういった内容がわかって

きた場合には、当然、町といたしましてもこれから対応を考えなければなりません。新たな事実が出てきていない現時点におきましては、これ以上の返還を求める考えはございません。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今の答弁であります。先ほども言いましたけれども、町民目線で考えたら、町民はそれでは納得しないように僕自身は思うんです。五百七十数万円ですか、細かい数字を町長が言われましたけれども、それは返還するさかいはそれはそれで返してもらうのはいいわけです。我々は同じではないと思うんですけども、払い過ぎた税金、所得税は返してもらう、還付請求もできるわけです。そういうふうな個人のこともありますし、また、別に払うべきものがあれば、申告によって払っていく、これはそれぞれの町民が事業をする中で、課せられた国民の義務であるというふうに僕らも理解をしておるわけです。

ただ、この団体がそういうふうなことがあれば、それはそれで別にこれは古い話だからいいよというふうなことでいいのかなと、それぞれの事業者は帳簿をきちんと管理して、徴税にに応じている、こういうことであります。領収書とか帳簿は備えつけておけというふうなことで僕らも言われておるわけなんですけども、そういう基本的なことを個人だったらきちんとせんなん。団体やったら、協同組合やったら別になくてもかまんよと言うてはないと思うんですけれども、そういった調査の中で明らかになってきたものについては、もっと第三者委員会の報告書なども連携しながら、やっぱり返してもらうべきやというふうに思うわけです。

なぜ領収書が添付されていなかったのか。添付されてなかったら課税されますよ。きちんとした報告、きちんと帳簿になかったら、領収書がなかったら徴収されるんです。それに基づいて還付をしていくわけです。だから、そういうことは事業者あるいは漁業者もよくわかっていることだと思うんですけども、そういう点でもっときちんと調査をして、やり直して、そして今も全てではないと町長はおっしゃったけれども、そういうことであれば、やはりきちんと請求をしていく、還付請求をしていく、返還を求めていくということが必要であるように思います。

個人だったらどんどん来ますよ。財産がなくても返せ返せと言われます。それで、ちょっと精神的にというふうなこともあるかもわかりませんが、やっぱりそういうふうなことが町として事業者に求めていくべきことだと思うんですけども、再度いかがでしょうか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今回調査もしまして、一定の結論は出しておるわけでございますけれども、やはり町民の皆様のご意見はいろいろなお考えはあろうかと思っております。町民目線で見るとというのは私は必要なことだと思いますので、やはり適正な、あるいは適切な補助金の申請がなされていなかった、あるいは虚偽の報告があったということで、本当に重く受けとめております。

しかしながら、私どもとしましては、補助金全体の問題と捉えておりますので、この漁協の問題だけではございませんし、さまざまな補助金あるいは助成金につきましても、今後もう一度原点に戻って、やはり一から認識を深めて、町民の皆様のご理解を得られるように取り組んでまいりたいというふうに思っております。

私自身もこれは大きな反省をしておりますけれども、その中身をもう少し精査をして、きちっと報告できるようなそういった体制をつくっていく、あるいはもうなれ合いにならないような状況をやはりつくるということが、特にこの補助金問題では重要ではないかなというように思っております。特にこの和歌山南漁協さんとの関係におきましては、もう少し踏み込んで今後もコミュニケーションを密にして取り組んでいきたいと思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

廣畑議員の先ほど税金はというふうなことのお示しいただきましたから、先ほどから議員のお話を聞いていますと、今までひょっとしたらこの事態の中身についてもう一つ私どもからの説明が足りていなかったのかもわかりませんので、税金のことを例に挙げていただきましたので、それで説明させていただきます。

例えば税金の申告というのがこの補助金の実績報告ということでご理解いただいたら、普通は申告主義でございますから向こうから出てきたものをそのまま税務署なり私どもの町民税だったら町のほうを受け取って、それに対して例えばほかの事業所あたりから源泉徴収票が上がってきたものを集計しますから、その中でお金が違いますよということで、当然それはいただきに行くということです。

ただ、この場合、私どもの今回の問題というのは、当初の町のほうの申告をいただく際の際のときに、そこはもう別に申告いただかなくてもいいとか、この中身で申告してもらったらいいですよというふうなことを町のほうから言っているというふうなことが漁業組合のほうから言われてございます。

そういったことがなければ、確におっしゃるように、私どもは、全てちゃんとしてください、全部返還ということになるんですが、先ほどの町長の言った、むしろ町のほうの対応がきちんとできていなかったというあたりは、この辺の対応がきちんとできていなかったということに起因するものですから、その話が全くのでたらめであるというようなことがわかってきた場合は、そこは当然その新たな対応が必要になってくるんですけど、現在今のところ関係者に聞く中ではそういったところがはっきり確認できないんです。ですから、今の時点では、このような部分というものについては、ある程度はやむを得ないというふうに町のほうは考えていると、このような状況でございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

身近な税金のことについて僕も言うたので、農林水産課長からそういう話がありました。わかる部分もあります。ただ、しかし、やはり町民の皆さんは、専門家でもないし、職員でもないし、だからなおかつ担当する部署の職員は慎重にいろんなことで取り組まなあかんねなというような、そういう反省をしておられるというふうなことでありますけれども、そういうふうなことはわかる部分もございます。

次に、あと2つ、3つありますので進ませていただいて、その中でまたちょっと質問をしたいと思います。

また、過日、29年度白浜町一般会計歳入歳出決算認定は不認定となりましたことを受け

とめている。今後は調査事項に係る問題点などを真摯に受けとめ、再発防止のために万全を期し、町としての責務を果たすことにより、失われた信頼の回復に向けて取り組んでまいり所存でございますと、このように町長も述べられています。

そこで、平成30年度のこの件の予算の執行はされているのかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。

○議 長

番外 農林水産課長 古守君

○番 外（農林水産課長）

平成30年度においては、まず和歌山南漁協もこの問題を真摯に受けとめてございますので、助成金、補助金の申請はもうしないというふうなことでございまして、したがって、和歌山南漁協に対してこれらの予算は執行されてございません。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

30年度は予算の執行はしていないということでもあります。

過日に何度か説明を伺いましたけれども、当局のその発言では、この報告はあくまで経過であるというふうなことであります。先ほども言わせていただきましたけれども、経過である以上、きちんと結果が示されて、全容が明らかになるまで、補助金、助成金の計上や執行はやめるべきと思います。中間報告として返すものは返していただいて、まだこれからの時の経過の中でさまざまなことが起こってきた中で、漁協に対してまた請求していく、あるいは話をして具体的な解明をしていく、そういうふうなことだったというように思うんですが、言い方を間違えていたら言うてください。やっぱり町の責任も重大だとそういう思いを町長もされております。そういうことであればあるほど、きちんとして、どこに問題点があるのか、町にも大方9割の責任がある。今の先ほど課長の答弁の中では、やはり町として漁協と十分な話ができていなかったことにも大きく起因すると、僕はそういうふうにとったのですが、そういうことであるので、なかなか確認できないのでこれを返してくれとは言えないということでありました。

その気持ちはわかりますが、町民の皆さんはそれぞれの収入に応じて課税をされて徴収をされるわけです。そういう観点からしますと、やはり特別扱いをしているのと違うかなという思いもあるんです。そういうふうな気持ちも反映しながら、町の責任も重大やと考えるのであれば、やっぱりこういう大きな補助をしていくことについてきちんと精査をもう一遍して次に取り組んでいく。漁業者の事業に対する補助をしていく。

けさほども同僚議員の質問にもありましたけれども、それぞれの自治体が1つの団体へ補助をしている、助成をしているというふうなことであります。こうしたことについて、本当にもっと解明していかないと、住民の皆さんの理解は得られんのと違うのかなと。理解してもらおうと思えば、きちんと精査をもう一遍し直していくというふうなことが必要であると思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜町といたしましても、先ほどから申し上げておりますように、この問題は信頼を損ねるものでありまして、決してあってはならないものだというふうに考えてございます。

その中で、先ほども申し上げましたように、この和歌山南漁協に対しましての補助金問題というのはこれで私は決して終わりとは思っておりませんし、今後も新たな事実とかいろいろなことが判明しましたら、当然その対応として、首長といたしましても、それに対しての対応を考えていくということで考えております。

その中で、過去の経緯を踏まえた判断ももちろん必要なんですけれども、漁協と町に起因するこの問題によりまして、一町民である各漁業者の皆様の生活が影響を受けるようなことがあってはならないとも考えております。これは町民の皆さんのご理解あっての上でございまして、漁業振興助成金とそれから水産増殖事業費補助金につきましては、私はやはり必要なものというふうに思っております。この中身はもちろんこれからきちっと明確にした上での話でございますけれども、そのあたりの補助金についての考え方、そして町も確認調査で一定の結果といいますか調査を行いました。その中で、私自身としましても、この問題に対する和歌山南漁協の姿勢を考えたときには、私は31年度の新年度の当初予算案に計上させていただくことが必要ではないかというふうに考えまして、判断をいたしました。

もちろんその執行に当たりましては、町民の皆様にご理解いただけるような助成金、あるいは補助金についての問題点を解消した上で、運用につきましても慎重に図ってまいりたいと思っておりますし、町民の皆様のご理解をいただかなければ、これは執行することはできないと思っておりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

町民の皆さんの思いというのを本当にしっかり受けとめて対応していただきたいと思えます。僕らもそうですし、当局、執行する側についても本当にそういうふうなことをよく考えながら、思いをいたしながら取り組んでいただきたいと思えます。

また、予算委員会があるので、その中でほかの議員さんも発言をされることだと思いますけれども、これだけで終わらないようにしていただきたいと発言をしまして、このことについては終わります。

○議 長

以上で、和歌山南漁協補助金問題についての質問は終わりました。次に2点目の学校図書館司書業務等についての質問を許可します。

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

学校図書館司書業務等の委託について質問をします。

お伺いします。この学校図書館の司書、僕らの世代では聞きなれないそういうふうな学校図書館司書ということでもあります。学校図書館司書が置かれた、採用されたのはおととしの6月というふうにお伺いしておりますけれども、普通に生活しておる住民にとって聞きなれない言葉というふうに思うんですが、この仕事についてどのような仕事なのか、このことについてまずお答えをいただきたいと思えます。

○議 長

廣畑議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

ただいま議員より学校図書館司書の仕事内容についてご質問をいただきましたので、お答えします。

学校図書館司書の主な業務としましては、図書室の設備、備品等の維持管理、図書の選定、図書の貸し出し、返却等の業務で、また、教職員や図書ボランティアと十分に連携することにより、児童・生徒にとって、より良い学校図書館の環境づくりを進めることとございます。

具体的には、1つとしては、学校図書館の環境づくりです。校長、担当者等と十分協議の上で、児童・生徒が利活用しやすい図書の分類、書架の配置等及び読書意欲を高める図書室環境の改善を行うことです。2つ目に図書の選定です。児童・生徒の興味、関心などを大切にしながら発達段階に応じて読んでもらいたい図書を校長や担当者で十分協議の上で選定することです。3つ目に図書の貸し出し、返却です。児童・生徒の図書委員会の貸し出しの仕事が機能するよう、貸し出しカード等の整理を行うとともに、児童・生徒に適切なアドバイスを行うことです。4つ目は児童・生徒との関係です。居心地のよい空間にするためにも、児童・生徒の図書室での過ごし方について教職員と十分に連携をとりながら対応し、児童・生徒との信頼関係を高めていくことです。5つ目として教職員や図書ボランティアとの連携です。図書室の環境づくりや、学校図書館を活用した授業づくりへの支援、これは調べ学習等です。それから読み聞かせやブックトーク、これはあるテーマに沿った何冊かの本を紹介することなど、そういうことについても計画的に進めていくことです。

これらのことが図書館司書の主な業務となっております。

○議長

12番 廣畑君（登壇）

○12番

5点について、学校図書館司書についてお答えいただきました。

私どもの子どもが小学校へ上がったり、中学校へ行く時分は、こうした仕事の職種の方がおられなかったし、兼任の図書館司書であったというふう聞いておりますし、学校の図書室へ行っても子どもたちの図書委員会に任されておるので、整理もままならんと、なかなか教員の皆さんの仕事の多忙化の中で、あるいはクラブ活動などの多忙化の中でおぎなりにされてきたように思います。

それは白浜町の学校教員が悪いというふうなことではなしに、やはり県によっては、30年、40年、50年ほど前から、50年どころかかなり昔から学校図書館司書をきちんと配置して、学力の向上に努めておるといふふうなこともお聞きしております。平成27年4月1日から法律が変わって施行しておるといふふうなことでありますけれども、努力義務ではありますが、町としても和歌山県としても取り組んでいくというふうなこと、あるいは町としても設置をして、今までは交付税措置だったんですかね、町費で賄っておると。町が雇って各校へ巡回しておるといふことをおとしの6月ぐらいからやられておったというふうなことをお聞きしております。

やっぱり先ほど次長が言われた5点については、本当にいいことだし、現場の教職員にとってよかったなというふうなことだったわけです。

次の質問に移ります。ことしの1月から2名の司書さんで各校を回っておったということでありまして、この司書さんが会社から派遣されて、町内各小学校、中学校で仕事をされております。どのような経緯で町の臨時職員から派遣会社に移行したのか、このことについてお尋ねします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

現在、白浜町では行財政改革の取り組みの1つとして、行政事務等の包括的な民間委託を進めており、教育委員会でもその取り組みの一環として、平成30年9月より外国語指導助手（ALT）、それから平成31年1月より、今言われた学校図書館司書業務及び学校用務員業務を民間委託し、31年4月より各学校施設の保守点検及び小規模修繕業務について民間委託する予定となっております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

すみません、最後のところ、31年の4月というのはこの4月からというふうなことなんですか。ちょっと聞き逃したので、その部分だけお願いできますか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

31年4月からですけれども、各学校施設の保守点検等、それから小規模の修繕業務についてその業務を民間委託する予定となっております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

小規模の修繕業務とそれから各学校施設の点検というようなことでよろしいんですね。こうした事業が拡大されていくというふうな予定ということでもあります。

次にお伺いします。雇用の待遇についてお伺いします。以前お伺いした折に、業務を委託するときは町で雇用していたときと変わらないように相手方に申し送る。今仕事をされておる方々の雇用条件について、今役場が雇用しておるレベルを下げないで話を持っていきますよ、契約をしていきますよというようなことだったと思いますが、今はこの方々の雇用についてどのようになっていますか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

民間委託への移行に当たり、その方々に雇用条件等を提示し、本人の意向をお伺いしたところ、引き続き勤務していただけるということでしたので、1月以降も2名とも同じ方にお願ひしてございます。業務内容、給与等の雇用条件につきましては、基本的に町で雇用していたときと変わりはありません。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

そうした以前お聞きしてきたことと雇用の待遇については変わっていないと、この方々もそうですよということでもあります。1月からの雇用については、図書館司書さんだけではなくに学校の用務員さんも役場との雇用契約ではないとお聞きしておりますが、それはその方の雇用の待遇についてはどのようになっていますか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

同じくこれまでどおりの条件でさせてもらっております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

図書館司書さんもそうですし、それから学校の用務員さんも同じような待遇のもとに雇用しておるということでもあります。

次に、お伺いします。平成30年度の白浜町の生涯学習での学校教育の重点目標2、確かな学力の育成の中で確かな学力を基盤として、主体的に学ぶ力、考える力を育成するとあります。そして、(7)読書活動を推進するために、学校司書と連携、協力し、学校図書館の環境づくりに努める。先ほど言われてましたけど、そうした環境づくりに努める。(8)読書の時間及びボランティア等による読み聞かせの時間を意図的、計画的に設定するなど、読書活動を進める。このようにうたわれて取り組まれています。

お伺いします。こうした学力の育成にとって、司書の仕事は大変大きなものがあると思います。現場ではどのように捉えていますか。現場というのは学校現場という意味でありますけれども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

昨年度、29年度の6月より学校図書館司書を2名配置し、先ほど言わせてもらったように学校図書館の環境改善や本の整理や貸し出しなどを行い、1人でも多くの児童・生徒が読書に親しめるように取り組んでおるところです。

学校からは、本棚の位置や高さの変更、レイアウトの工夫など、図書室の環境整備が進んだことで、児童・生徒の図書室利用が増えたことや、本の整理がされたり簡単な解説をつけて新刊図書やおすすめ図書の紹介をしてくれたりしたとで、子どもたちが本を選びやすくなり、読書に対する興味、関心が高まった、本の貸し出し冊数がふえたなどの、学校図書館司書を配置した効果の報告が届いております。

また、小学生への読み聞かせを行う中学生への事前指導や本の種類の偏りの指導等、学校図書館司書の専門性を生かした取り組みも行われております。

読書は、子どもの言語力や読解力、創造力や感性を養い、学力の基盤となります。今後も、学校図書館司書の力を借りて、図書室の環境のさらなる改善や読書に対する興味、関心をさらに高める取り組みを進めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

それよりも、やはり学校図書館司書さんの業務が大きく子どもたちに影響しておるといふようなことでもあります。こうした学校図書館の司書さんを配置することについて、ある学校でも校長先生にお聞きしました。そして、たまたま最近、ある学校の校長先生が文を寄せています。その中にこのような記述がありますので引用させていただきます。

さまざまな分類の本にふれることを目当てとした読書カードの活用を学校の中でしているというふうなことがまず第1。2つ目に図書ボランティア活動の恒常化。図書ボランティアさんという方がボランティアに来ていただいているということでもありますけども、そうしたことが司書さんと連携を持ちながらまいこといくよということでもあります。3つ目に必読図書の選定と蔵書数の増加。県立図書館が選ぶおすすめの本を6年間で読んでほしい本として整備をしていくということ。それから4つ目に、家読、家で本を読むということです。学期に1回と長期休業中に1週間の家読期間を設けて、親子読書の協力依頼、親にもやっぱり関心に向けてもらうということが必要だということです。5つ目に図書委員会活動の工夫。今までも図書委員会というのがあったけれども、工夫ができていくよと。貸し出し業務プラス新刊本の紹介、たくさん借りた人の表彰等いろんなことができていく。6つ目に学級での読書の意欲づけと視覚化。それから7つ目に保護者への読書啓発。

そういったことが、学校として取り組んでいく大きなきっかけになっていって、先ほどもお聞きしましたが、やっぱり子どもたちの学力を試験だけではなしに本を読んでいく、本にふれるということで醸成をしていく、涵養していく、そういうふうなことが学校図書館の司書さんを週1回、1日4時間入れることによって、学校におってもらうことによって、本当に子どもたちの生きる力というか、そういう学力が備わっているのだという例として、ある学校の校長さんが寄稿しております。

そういうふうなことがあるんですが、次に、雇用の関係が変わって、学校の先生は、司書さんに何か仕事を頼むようなことが、あるいは学校の司書さんだけではなく、学校用務員さんが会社と契約をして、それで学校へ派遣されておられるわけですが、そういう司書さん、あるいは学校用務員さんが、現場で勝手にするのはないんですけども、要請に応じて仕方なしにいろんなことに手が出ていくというふうなことがあると思うんですね。だから、その間、この2年近く、司書さんは1年半ですか、用務員さんはかなり長い間その学校に勤務しておられるわけなんですけれども、そういう中でやっぱりいろんなことが起こってくると思うんですが、逆にまた別に契約以外にそういったことができるのか、あるいはしたらあかんのか、そういう雇用の関係についてちょっとお尋ねしたいと思いますが、いかがですか。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

学校司書等については、労働者派遣でなく業務委託となっておりますので、基本的には学校から司書への業務指示はできません。人命に係る事情などのやむを得ない場合を除き、委託先の会社を通じて業務指示が必要となります。ただし、業務委託を実施するに当たり、あらかじめ図書館司書業務について仕様書を作成してございます。再度仕様書の内容を協議し、

加えることで、先生方の指示がなくともこれまでと同様に対応することが可能であると考えております。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

次の質問と重なるかもわかりませんが、そうした委託業者と学校現場と司書さん、あるいは学校用務員さんとの関係です。この関係については雇用契約を結んで、今教育次長が言われたことであると思いますけども、学校長などは職務命令をできないわけで、そのような何か事故があればどうするのか。子どもたち相手の仕事やと、本相手での仕事ではない、物相手の仕事ではない、やはり学校に勤務する、子どもさんを相手にする仕事であります。

そういう意味で、重複する部分もあるかもわかりませんが、重複しておったらもう一度、重複してなかったらこのことについて教育委員会としての考え方、捉まえ方、そのことをお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

先ほども申し上げたとおりなんですけれども、司書業務等においては業務委託の形態をとっておりますので、学校には指揮命令権がございません。しかし、突発的な事故とか人命にかかわる事象などのやむを得ない場合にはこの限りではございませんので、もし仮に何か事故が起こった場合には、業務委託の有無にかかわらず校長を初め教職員及び司書等の学校関係者が対応することは当然のことであると考えてございます。

司書業務は、本に携わるわけではなく、本を通して子どもを育む仕事であり、児童・生徒の安全には十分注意して業務に当たっていきたいというふうに考えております。

○議 長

1 2 番 廣畑君（登壇）

○1 2 番

最後の質問です。この司書業務などのように子どもたちと直接かかわって、子どもたちの心身に直接、間接に影響を与えていく仕事、学校用務員業務もそうでありますけれども、きちんとやっぱり町で雇用すべきというふうに僕は思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ご質問いただきました町での直接雇用についてでございますが、学校図書館司書業務や学校用務員業務に限らず、やはり行政責任の確保や住民サービスの維持向上及び費用対効果が期待できる分野等につきましては、引き続き、外部委託等のメリット、デメリット等について所管課等による検証を進めて、その結果、外部委託によるメリットが認められる業務については外部委託等の民間活力を活用して、行政事務の効率化等を図ってまいりたいと考えております。

ですから、何でもかんでも外部委託といいますか民間委託にするということではございませんけれども、中身によって今までの行政サービスを維持できて、しかもよりそれ以上によ

くなれば、やはりこれもやる価値はあるのではないかと考えてございます。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

最後に町長がいろいろおっしゃられましたけど、基本は子どもさん中心、学校の仕事の場合は子どもさん中心に子どもに迷惑をかけないように、子どもたちがほんまに生き生きできるようにしていくのが一番やというふうに思います。学校図書館司書さんを本当に置いてよかったと、今皆さんが思っておるわけです。学校だけではなしに、先生だけではなしに、私事で申しわけないんですけど、地元の学校に僕の孫も通っておるんですが、それを通じて親御さん同士の話を聞くわけなんですけど、家で本を読むようになった、こういう機会はええな、こういうチャンスを与えてもらってええなというふうな声がたくさんあります。僕らも聞いています。そういうことはやっぱり大事だというふうに思いますので、それぞれに負担のないように、子どもに事故のないように、それぞれの立場で連携を密にしながら取り組んでいただきたいと思います。

同僚議員もそうですが、以前図書館の建設についていろいろと諮問をもらってそろそろ10年ぐらいになるんですか。まだ建設が、何もそういう話ありませんけれども、本を読んだり本に接するという事は大事だなと。社会教育というんですか、学校の中はそういうこともしながら図書館の本も借り出していく、あるいは図書館の業務は移動図書館ということで、まだ北富田小学校にもお話教室で図書館に出張していつていますというふうなことをお聞きします。我々成人は学校を出て図書館司書さんと疎遠になる中で、町の図書館司書さんといろいろな接触を持ちながら、それぞれの人生、生涯学習に努めていくというふうな方向だと思いますので、やっぱり図書館の建設についても、もっと早くしてほしいなと思います。

最後に、町長から、学校図書館が子どもたちの生活、学力を豊かにしていくというふうなことを、本当にいいという思いを込めて、そういう社会教育にも発展させていきたいというふうな思いがあれば、最後にちょっと発言をいただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今、議員からいただきましたが、これは私の持論でもあるんですけども、やはり現状の町立図書館の現状と課題につきましては、大変大きな課題があると思います。この図書館のあり方、それから今までもずっと検討してまいりましたけれども、今後のあり方についても、今は町の中でも議論をしているところでございます。学校の図書館、学校の図書につきましても、各小学校、中学校には図書室がございますけれども、その充実も同時並行でやっていかなければならないというふうにしておりますし、我々も学校の教育現場と連携を深めながら、子どもたちが明るく、そしてまた読書活動に少しでもふれていただいて、読書について認識が広がっていく。そしてまた、多くの児童・生徒たちの学力が上がっていくように取り組んでまいりたいと思っておりますし、教育委員会ともこれからも一生懸命一緒になって一丸となって取り組んでまいりたいというふうに思っています。

学校の図書館を充実させること、図書室を充実させることというのは、これは非常に大きな、学力にも将来の子どもたちの成長にも影響しますので、このところはしっかりと、我々

も町としましても取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長

12番 廣畑君（登壇）

○12 番

今の町長の決意をお伺いしました。やっぱり町民を育てるのは子どもたちからですし、本に親しむというのは大きな影響があるかなというふうに思いました。

これで終わります。

○議 長

以上で、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 13 分 再開 14 時 30 分）

○議 長

再開します。

9番 小森君の一般質問を許可します。

小森君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は60分です。小森君の質問事項はゼロ歳から2歳児完全保育料無償化施策について、若年層移住・定住促進計画について、中学・高校生の通学定期券購入費助成支援についてです。質問事項について、小森議員から質問1と2が関連があるということでございまして、1つにしたいという申し出がございました。

それでは、まず1つ目のゼロ歳から2歳児完全保育料無償化施策と、2つ目の若年層移住・定住促進計画についての質問を許可します。

9番 小森君（登壇）

○9 番

ただいま議長に許可をいただきまして、質問を始めさせていただきますけども、議長からもありましたように、当初通告していましたが、ゼロ歳から2歳児完全保育料無償化施策、及び2、若年層移住・定住促進計画につきましては、非常に関連が深いということで、これを1つの質問として1番とし、そして2番、中学・高校生の通学定期券購入費助成支援という形で質問させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、早速ですけれども、質問をさせていただきます。

2019年という新しい1年を迎え、早や3カ月余りが過ぎました。私たちもそうですけども、多くの国民にとってもやはり新年を迎えるときというのは大きな夢や希望を抱いて歩み始めることと思っております。ちょうどその1年の初めのとき、ある地方紙において、次のような衝撃的な記事が掲載されていたことに目をとめる機会がありました。その内容は、地区の自治会が維持できない高齢社会の困難というとても切実な問題でした。記事の詳細につきましては、こういう一文があります。福井県福井市内にある2つの自治会が解散したことがわかった。ともに少数の高齢世帯で構成しており、地区の自治会連合会などから割り振られる役職を務める負担が大きくなったためと見られる。福井県市町振興課によると、合併に伴う解散以外で、住民が居住しながら自治会がなくなるのは県内初めて。超高齢社会の影響や地域コミュニティの希薄化に伴う自治会解散の連鎖も今後懸念されると、そのような記事が掲載されていたわけです。

皆さんもご存じのように、福井市といえば県庁所在地です。そのような市政においてこういう事態がすでに起こり始めていたわけであります。実は、このような事例は、和歌山県内の自治体を見渡しましても、決して他人事ではありません。もしかしたら、私たちの自治体も今まさに同様の問題や課題と向き合いながら、直面しながら歩んでいるのではないのでしょうか。

私は、昨年、先の12月定例会の一般質問におきましても、子育て支援施策の関連について、10年後の白浜町をどのように形づくっていくのか、ということ述べさせていただきました。今日まで、井澗町長を初め町職員の方々、さらには多くの町民が、さまざまな視点や角度からこのような問題と向き合い、検証し、そして今もなお町民共通の課題として取り組まれていることと思うのです。

国は2019年、ことしの10月より、消費税率2%の引き上げを通して、3歳から5歳児の完全保育料無償化などを実施し、手厚い子育て支援や少子化対策に少しでも取り組もうとして、懸命に取り組む予定であります。その背景には、やはり昨年の全国の出生数が92万人、さらには一昨年には94万人、もう出生数が100万人を切って3年続けて減少傾向にあります。そういうことも非常に大きな要因であると考えられます。ある意味、国家の危機的状況と言っても過言ではないのです。

この先少子高齢化がさらに進んでいけば、社会基盤の整備、社会資本整備を初め、ありとあらゆる行政サービスに支障が生じてしまうかもしれない、そういうことは避けられないこととして、私たちの目の前にあらわれてくるかもしれない。

そこで、ほかの市町村に先駆け、この白浜町においては、ゼロ歳から2歳児の完全保育料無償化施策を重点的に展開していくことで、若年層の定住化、移住化促進へとつながっていき、さらには、安心して子育てのしやすい環境を形づくっていく。このような取り組みを通して、少子高齢化が進む過疎地域や自治会の再生へとつながっていくことはできないだろうか。つまり、将来のまちづくりには、子育てに優しいまちづくりという大きな柱が今必要どなっているのではないかと、そのように私は感じていますので、このような質問、提言を今回させていただこうと思いました。

そこで、当局の答弁をお願いしたいと思います。

○議 長

小森議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま小森議員より、少子高齢化が将来にわたり町の各施策に与える影響、それから子育て世代を支援する独自性のある施策をどう展開していくのかといったご質問をいただきました。

全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進む中、国では今取り組むべき課題解決のため、地方創生という新たな施策を創設し、人口減少に少しでも歯どめをかけるべく、各分野で新たな取り組みをスタートさせました。その中でも将来を担う子育て世代への支援策は国でも重要な施策の1つとして位置づけられ、国、県、市町村が連携し、サポートできるよう、全国的に取り組みが進められています。

議員からございましたように、本町でも高齢化が進み、生産年齢人口が今後さらに減少し

ていくということは、避けて通ることができない課題であり、少しでもその流れを食いとめるべく、若者世代や子育て世代の定住促進を積極的に図っていくことは、町の将来像を築く上でも必要不可欠な施策の1つであると、私も認識をしているところでございます。

近年、県内のみならず、全国の地方自治体がこうした若者世代、子育て世代の移住・定住促進に向けた取り組みに力を注いでいることは、議員もご承知のことだと思います。他の町といかに差別化を図り、どのように特色のあるまちづくりや魅力ある施策を展開していくのか、我々行政に課せられた責務であると思っております。

先ほど、将来の町づくりには、子育てに優しいまちづくりといった大きな柱が要るのではないかとのご提言をいただきました。私も同じ思いであり、平成28年に策定いたしました、まち・ひと・しごと総合戦略では、5つの大きな基本目標の1つに、安心して子どもを産み、育てられる環境の形成を掲げたところでございます。本年10月には消費税引き上げに伴い、保育・幼児教育の無償化の実施が予定されおり、今以上に子育て世代への支援が拡充されてまいります。そうした全国的な動きの中で、町といたしましても、主要産業の観光面だけではなく、充実した子育て環境の構築といった面からも、魅力あるまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

議員からいただきました、町独自のゼロ歳から2歳児の完全保育料無償化という大胆な施策は非常にインパクトのある取り組みとも思っております。財源のあり方も含め、今後の施策づくりの参考にさせていただければと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

ありがとうございました。本当に子育てに優しいまちづくりと、表現では非常にわかりやすいんですけども、やはりどのように子育てに優しいまちづくりを具体化、具現化していくか、ここが非常に大事なポイントであると私は強く考えております。

そこで、私がなぜこのような大胆な子育て支援施策が必要なのかということ、私が先日訪問、視察させていただいたある自治体の取り組みを通して、もう少し内容を深め、伝えてまいりたいと思います。

その自治体は、今秋に予定されています国の政策、3歳から5歳児幼児保育料の完全無償化よりも先駆けて、実は平成29年4月よりゼロ歳から5歳児の完全保育料無償化施策に取り組んでいる大阪府守口市の事例であります。守口市では、平成28年9月定例議会において、翌年の平成29年4月より完全保育料無償化を実施することが可決、承認され、取り組みが始められました。恐らく全国の市町村を見回しましても、守口市が最初であると思われる。ほかには少子化対策として、小さな町村では既に実施されているところが2、3ありましたが、守口市ぐらいの規模の行政では恐らく全国でも初めての実施だと考えられています。

その結果、このような人口変動が若干ではありますが、見られるようになっていきます。

平成28年4月、つまり実施する前年では、ゼロ歳から5歳人口は6,124人でありましたが、最新のデータ、平成30年10月時点では6,304人となり、約1年半足らずで180人の乳幼児が増加。それに伴い20歳代人口では、平成28年4月時点で1万4,7

94人でありましたが、同じく平成30年10月では1万5,234人となり、約440人の20歳代の人口が増加へと転じております。人口総数は28年4月では14万4,335人から、平成30年10月では14万3,621人へと約700人が減少しているにもかかわらずの増加の傾向でありました。

そこで、当局に答弁を求めますが、この5年間に於いて白浜町におけるゼロ歳から5歳児人口並びに20歳代人口の変動は一体どうなっていることでしょうか、お尋ねいたします。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

直近の平成31年2月末日から5年前の平成26年2月末日までの人口変動は、ゼロ歳から5歳児人口につきましては901人から741人の160人の減少、20歳代人口につきましては1,820人から1,638人の182人の減少、人口総数につきましては、2万2,809人から2万1,525人の1,284人の減少となっております。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

ありがとうございました。今の答弁でもありましたように、やはり各年代層においてかなりの減少傾向がみられます。

確かに白浜町と守口市では自治体の置かれている歴史や状況は必ずしも同じではありませんし、人口規模における自治体運営も比較対照するという事はなかなか難しいことかもしれません。しかしながら、守口市の人口ピーク時は、実は昭和47年には18万8,000人いたそうであります。それから現在は4万5,000人減少し、先ほども申しましたように、14万3,000人となっております。さらに大阪府の高齢化率は26.4%に対して、守口市は平成30年4月時点で28.7%。つまり、大阪府内では高齢化率が比較的高く、現状では少子高齢化がさらに加速していくのではないかと。そして、一方税収は頭打ちとなっており、国などの財源、地方交付税もやがて期待できなくなってしまうのではないかと。そのような状況の中で、子育て世帯に優しいまちづくりで、市民の定住を促進する方向へと大きくかじを切ったと子育て課の担当職員は述べていたわけでありました。さらにつけ加えますと、一番先にフラッグ、旗を立てることで、守口市の定住魅力アピールアップを願い、スピード感が生命線の政策であるともつけ加えて述べていたのです。

最新の地方紙では、白浜町における高齢化率は約36%もしくは37%であり、旧日置川町に限っては既に40%を超過しています。現状のまま経過していくことに多くの不安を抱いてしまう町民は少なくはありません。

そこで、今後どのような施策を通して、政策を通して、この少子高齢化問題に取り組まれていこうとされているのか、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま小森議員より少子高齢化問題に対する町の施策についてご質問をいただきました。

白浜町の人口は1975年の2万6,617人の人口をピークに減少を続けて少子高齢化も進んでいます。そのような状況の中で、急速に進行する人口減少に少しでも歯どめをかけるべく、そうした目的として、平成27年度に白浜町総合戦略を策定したところでございます。総合戦略におきましては、人口減少をできるだけ抑えて、持続的発展につなげるために、5つの基本項目を掲げてございます。

まず白浜町のブランド力の向上創出という項目で、DMOの立ち上げを中心とした総合的な観光プロモーションの実施や、新たな観光資源の創出、活用を中心とした施策を展開し、雇用や交流人口の拡大につなげる取り組みを目指しています。

次に、白浜町の特徴を生かした雇用の創出という項目におきましては、農林水産業における生産性の向上や経営の安定化、担い手の育成、確保、また商工業における振興支援、企業誘致、新たな産業の振興を中心とした施策を展開し、産業界全体の活性化を図り、雇用を拡大する取り組みを目指しています。

次に、若者が町にとどまり、戻ってこられる環境の形成という項目におきましては、移住・定住の推進や空き家の活用、若者の就業支援といった施策を展開することで、若者を呼び込む取り組みを目指しています。

次に、安心して子どもを産み、育てられる環境の形成という項目におきましては、若者の出会い、結婚を支援するとともに、妊娠、出産及び子育てに関する支援の充実や相談体制を充実させる施策を展開させることで、ファミリー層が住みやすい環境を形成し、出生率の維持、向上を目指してございます。

最後になりますが、安心・安全で快適な暮らしの確保という項目におきましては、災害時に加え、日常の安心・安全を図るとともに、若者や高齢者、障害者など誰もが暮らしやすい住環境を充実させる施策を展開することで、人口の流出抑制と流入増加につながる取り組みを目指してございます。

都市部に人口が集中している昨今、移住・定住促進や雇用創出、子育て支援といった施策を講じることが町の将来に欠かせない取り組みであると考えてございます。また、そのような施策を一体的に取り組まなければ、少子高齢化の解消や人口減少に歯どめをかけることができないとも考えているところでございます。

議員ご指摘のように、何も対策を講じなければ、人口は今後、加速的に減少していくと考えてございまして、そうならないためにも総合戦略で掲げている施策をいち早く実現できるよう、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

丁寧なご答弁ありがとうございます。

本当にいろいろとそうして何とか歯どめを打って、人口増に転じていきたいという願いはよくわかります。しかし、現状はなかなかそうならない実情もあると。だからこそ、私はほかの自治体に先駆けて、ゼロ歳から2歳児童の保育料完全無償化、そういう施策が必要ではないか。国は10月より3歳から5歳は全国一律で無償化するけども、それよりも先駆けて、さらにゼロ歳から2歳児の子どもを持つ保護者、家庭をサポートできれば、どれほど施策と

いいでしょうか、子育てしやすいまちづくりというのが展開されていくのだろうか、そういうことを私は思いまして、先ほどから質問させていただきました。

しかし、ゼロ歳から2歳児の保育料完全無償化をするということになれば、当然そこには新たな財源が必要であると。それに伴う財政支出をしなければならない。そういうまた大きな課題も生まれてきます。先ほど紹介しました守口市では、無償化に必要な予算として、平成29年当初予算ベースでは、公立、私立の保育園、幼稚園、そういう幼児施設の入所児童4,600人に対して約6億8,000万円の財源を新たに捻出しなければならなかったと、そのように述べておられました。非常に大きな金額であります。その財源を捻出する具体例といたしまして、市内の公立幼稚園、保育所が定員枠の規模は多少の差異があるものの、当時は22施設があったようであります。その22施設あった施設を3施設のこども園に集約し、残りの19施設を5施設へと統合し、民間へと委託することで、およそ11億円の財源を確保することができたというのです。これは非常に大きな政策の転換であると思うんです。

先の12月定例会の一般質問でも述べさせていただきましたが、私たちの白浜町内には4つの公立の乳幼児施設があります。定員枠には相違があったとしても、例えばそのうちの2施設でも民間委託を推進していくことで、約1億円の財源を確保することが予想できます。さらに今後、3歳から5歳児の完全保育料無償化が開始されるとするならば、その3歳から5歳の負担をしていた町の財源負担も軽減され、その分もまた新たな財源として確保することができると思うのです。そうすることで、より一層大胆な重点的な子育て支援施策を展開することができるのではないかと私は思うのですけども、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

民間委託に関しましては、12月議会でもご質問をいただきました。重複する答弁もあるかと思いますが、ご了承いただけますようお願い申し上げます。

町内には公立保育園が4園ございます。それぞれ地域性や園それぞれの特徴を生かし、日々の保育業務を行ってございます。町立保育園の運営費に関しましては、普通交付税への算入といった措置もございますが、議員からもございましたように、民間委託により認可保育園の運営に対し国及び県からの補助金が交付されることで、町の負担が軽減されるといったことも予想されます。一方で、公立保育園では、虐待やDV家庭など要保護児童の緊急受け入れや障害児の受け入れを可能な限り柔軟に対応していることも事実でございます。民間委託に関しましては、過去にも白浜幼児園建設の際にも検討されたこともございますが、現実に至っていないのが現状でございます。諸課題があつてのものだと考えてございます。

今後、子育て施策をさらに充実させていく上でも検討が必要な重要な課題だと考えております。少し時間を要するかもしれませんが、今後、検討できればと思っております。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

ありがとうございます。

私は12月にも申しましたけれども、民間委託を推進するといいいましても、公立の町内に

ある4施設全てを勧めているわけではありません。先ほど担当の民生課長も言われましたように、やはり公立の施設には公立でしか取り組めない教育や保育、養護があると。例えば先ほどおっしゃっていただいたように、DV対策、また障害児保育、本当に民間の施設ではなかなか受け入れが難しいところを、公立という側面で何とか町内の子どもたちが安心して保育や教育、養護を受けられる環境が必要であると。それは本当に私自身もそう思っております。しかし、一方では、通常の幼児教育や保育、養護などは民間施設におきましても素晴らしい保育環境が整っていますので、決して遜色はなく、十分な保育サービスを提供することができることもまた、事実なのです。

現在、多種多様な社会構造の中で、子育て環境もさまざまなニーズが求められています。したがって、公立、民間という双璧をなす施設が白浜町の子どもたちの成長を願い、保育サービスを行っていく上ではどちらも同じ思いで取り組まれているはずなのです。

守口市では、22施設の公立幼稚園、保育所を3施設に集約することで、市職員の保育士や幼稚園教諭の配置なども大変工夫されていたようでありました。再編を機会に、ある職員は子ども部局や子育て世代包括支援センターへと配置転換して、施設という現場で生かしたすばらしい知識や経験を子育て全般に生かすことができるように、そのような部署へと配置転換をされていたといたします。

国は平成32年度以降、新しい試みとして、任用活用制度の実施を推進しております。白浜町内の公立施設におきましても、職員の大半は臨時職員やパート職員の割合が占有しています。もし仮に施設の民間委託へとかじを切ったとするならば、子育て支援施策だけでなく、このような臨時職員やパート職員の再雇用先としても、つまり就労支援としてより安定した職場環境を提供することへもつながっていくことになるのではないかと。やはり働いている職員が安心して働けるような環境を生み出すことで、安心して子育てのサービスを提供することができる、そういうことにもつながっていくのではないだろうか。同時に、町負担の人員費も大幅に削減されることにより、より円滑な行政サービスが提供されることにもなり得るのではないかと、そのように私は思うわけでありませうけれども、当局の答弁をお願いいたします。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

議員からもございましたように、公立保育園におきましては、保育士や調理師における臨時職員の割合は63%とその割合も高くなってございます。町でも子育て支援に関する相談は増加しており、その中でも児童虐待に関する問い合わせ等への対応は専門的な知識を要するケースが多く、幼児保育現場を経験した保育士が経験を生かして対応するといったこともこれから必要となってくるものと考えてございます。

平成32年度からは臨時職員の任用制度が大きく変わり、当面は制度の改正に合わせた任用を行うものと考えておりますが、先ほどのご質問にもございましたように、民間委託といった流れの中で相対的に検討することができればと考えてございます。

○議 長
9番 小森君（登壇）

○9 番

ありがとうございます。

さらに子育て支援を円滑に遂行していく上では、子育て支援施策を実施するだけでは十分な支援を展開していくということでは実はありません。その業務を遂行していく中で、やはりそれに見合うといいましょか、行政サービスの窓口をも拡大していかなければならない、そのように私は考えるわけであります。つまり、何を申したいのかといえば、町役場内に新たな組織、例えば子育て支援課や子ども未来課というような担当部署が必要となってくるのではないかと私は考えるのです。現在も、民生課を初め担当する係やそれに携わる多くの職員の働きには敬意を表するばかりではありますけども、子育て支援施策をさらに加速させていくには、やはり専門の担当部署を設置しなければ、到底今よりも速やかな十分な対応が展開されにくいのではないかと考えるからです。

そこで、国は平成28年6月2日、閣議決定において、ニッポン一億総活躍という閣議決定の中で、子育て世代包括支援センターを設置し、地域の実情を鑑みながら全国に広まることを願い、今日まで取り組んでこられました。この施策も恐らく32年度までの時限措置となっていることと思います。守口市では、平成31年度、この4月から新たな取り組みとして子育て世代包括支援センターを設立し、子育て支援に関するさまざまなニーズに対応、応えていけるようにしていこうと取り組み始めています。特に最近では、大きな社会問題となっている児童虐待などの対応もその1つです。そのような働きにおいても公立の施設から若干名の職員をその子育て世代包括支援センターへと配置転換し、さらにきめ細かな行政サービスが提供できるように取り組もうとしておられました。また、近隣の古座川町やすさみ町では、既に子育て支援施策を教育委員会や教育課が包括し、乳幼児のときから切れ目のない取り組みをしようとして実施しています。端的に言えばゼロ歳からの15年保育、教育を、全てを担っていこうと、そういうことを近隣の古座川町やすさみ町では既に実施しております。これまでの我が町の子育て支援の行政サービスが、決して劣っているというわけではありませんが、さらに円滑な行政サービスを加速し、展開していくためには、やはりよりきめ細かな対応が必要となってくることはないでしょうか。そうすることで、子育て世代を初めとする住民のニーズに十二分に対応していくことができるのではないかと私は考えるのですが、いかがでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

拡大する子育て支援業務への対応といったご質問をいただきました。

少子化が全国的に進み、国においても深刻な問題となっている中で、地方創生の実現に向け、さまざまな施策が講じられてまいりました。また、県におきましても、少子化対策への独自の施策が講じられるなど、窓口となる町の子育て担当部署での業務もここ数年大幅に増加しております。十分な対応ができていないケースもあるのではないかと考えているところでございます。議員からございました子育て世代包括支援センターに関しましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するため、町でも新年度におきまして、住民保健課保健センター内に母子健康包括支援センターという名称で設置を予定しており、保健センターと幼児対策室が連携、中心となり、相談やケース対応を行うこととしているところでございます。

古座川町やすさみ町での取り組みも先ほどご紹介いただきました。町といたしましても、これからも妊娠期から成長していく過程において、切れ目のない支援、行政サービスを提供してまいりたいと思っております。子育て支援施策は国においても重要な施策の1つであり、日々大きく変化していくものと考えております。限られた職員数ではありますが、現組織体制に固執せず、子育て世代を初めとする住民のニーズに応えるためにも、必要な人員配置や組織改編を今後の課題として検討する必要があると考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

この関連の質問に際して、最後に、平成30年度から第2次白浜町長期総合計画の冒頭に、『住みたい、住み続けたい、住んでよかった』と感じられる魅力あふれる白浜町を創造するため、このような長期総合計画を策定します。加えて、まちづくりの理念や10年後目指すべき町の将来像といったまちづくりの目標を明らかにし、その実現に向けて、住民と行政の共通の指針とします」と明確に記されています。これは12月にも私が質問の最中に述べさせていただきました。この「住みたい、住み続けたい、住んでよかった」という表現は、何度聞いても胸を打つ素晴らしい言葉であると私は信じております。特に若い世代の方々に、このような思いを持ち続けて、この町に住んでほしい、同様にほかの自治体からも、この白浜へ若い世代の方々が流入し、そのような同じ思いを抱いて住んでほしいと、そういう強い願いがあります。

今日、若年層世代をふやしていくというのは、決して容易なことではありません。非常に困難をきわめることであります。だからこそ、魅力あるまちづくりをどのように形づくっていくのかということが、とても大切になってくるわけです。しかも魅力をどのようにあらわしていくのが大切ではないかと。その解決の1つに、やはりほかの市町村では取り組んでいない施策をするかどうか、つまり、最初に町長が述べておられたように、差別化をどう図っていくか、この白浜という町に若い方々が魅力を抱くというのは、抱いていくというのはそういうことにもつながるのではないかと思うのです。

隣町のすさみ町では近年、若者向けの集合住宅などの政策を通して、ここ数年出生数が10名前後で推移していたようでもありますけども、昨年は何と18名の新生児が誕生したと、そのように言うておりました。小さな希望ですけども、町の将来へ向けてのかすかな希望を見出したと。

ところで、白浜町では、近年観光産業に従事する労働人口が減少し、さまざまな分野で支障が出はじめています。さらにこの年度末の定例会では、平成31年度予算案がこれから審議されようとしておりますけども、その自主財源が前年度と比較しても8,000万円ほど減少すると指摘されております。当然、少子高齢化の波が今後加速していけば、5年後、10年後の自主財源は今まで以上に減少し、行政サービスの低下を招いてしまう、そのような要因にもなってしまわないでしょうか。いかにして若年層世代の流入人口を増加させ、定住化へとつなげていけるのか、ここに10年後の輝くまちづくりが見えてくることではないかと思うのです。総人口に占める若年層世代の比率が改善してくれば、おのずと労働者人口の獲得や自主財源の税収入の増加、さらには過疎地域における活性化の一因となり

得ることではないかと思うわけです。

守口市に訪問したときに、その担当の職員がこう言っていました。私たちのしている政策、施策は、未来への種をまいていると、種まきをしていると。まいた種がこれから5年後、10年後、どのように芽が出て、育っていくのか、その実りになるときにはわからないけども、しかし、種をまかなければやはりそういう実りはもたらされないと。私はそう考えると、やはりこの白浜においても、未来への投資といいたいでしょうか、種まき、子どもたちに投資していくというのはとても大切なことではないかと思うのです。

最後に当局の答弁をよろしくお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

白浜町におきましても、第2次白浜町長期総合計画におきましては、基幹産業である観光産業や発展しつつある情報通信産業、第一次産業など、特色ある地域産業の振興を中心とする雇用対策とともに、移住・定住対策、子育て支援対策や少子高齢化に対応した保健福祉対策、近い将来に発生が危惧されております南海トラフ巨大地震を初めとするあらゆる災害を想定した防災対策など、さまざまな取り組みを推進することにより、町の活力を維持するための目標人口を掲げております。

その中においても、議員ご指摘のように、いかに若者の人口を増加させ、定住人口をふやしていくのかが、大きな課題であり、町の将来を左右する施策になると考えています。

都市部に人口が集中している昨今、全国の地方公共団体もさまざまなアイデアを講じて、少しでも人口増加につながるよう努力している中、同じような取り組みを進めても埋もれてしまいます。

今後は白浜町の魅力を生かした独自の取り組みを一層強化し、差別化を図ることが何より重要になってくると考えています。

現在白浜町が力を入れているICT、IT関連企業の誘致もその取り組みの1つであります。まだまだ大きな雇用を生む段階まで至っておりませんが、徐々にですが、地元雇用者や都市部からの移住者も増加している状況である、今後さらに発展する期待の持てる事業の1つでもあります。

人口減少問題は、今施策を講じてもすぐに結果が生じてくるものではありません。今後もアイデアを出し合うことにより、子どもから高齢者、そして町を訪れる人が、白浜町に住みたい、住み続けたい、住んでよかったと感じられるよう、魅力的なまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 小森君(登壇)

○9 番

ありがとうございます。それでは、2番目の中学・高校生の通学定期の補助について。

○議 長

以上で、0～2歳児完全保育料無償化施策について、若年層移住・定住促進計画についての質問は終わりました。次に、中学・高校生の通学定期券購入費助成支援についての質問を

許可します。

9番 小森君（登壇）

○9 番

それでは、2番に移らせていただきます。

今日、全国の多くの自治体では、安心して子どもを産み育てられるようなまちづくりを目指してさまざまな子育て支援施策が取り組まれています。我が町白浜町におきましても、第2次長期総合計画第3章、重点プログラムという項目ですけれども、そのプロジェクトの3番、みんなの「幸せづくり」プロジェクトの項目において、「子ども・子育て環境の充実」では、『子どもは地域の宝である』という認識のもと、子どもが健やかに育まれる環境づくりに向けて、地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる切れ目のない支援体制の構築を進めます」と明確に宣言されています。

昨今、人口減少、少子高齢化対策が急務となっており、我が白浜町でもUターン、Jターン、Iターンを含む移住・定住促進化計画に向けて懸命に努められていることと存じます。しかし一方では、子育て世代の経済的負担は年々増加し、とても安心して育てられる環境とはほど遠くなっているという現状もあり得るのです。

昨年、ある生命保険会社が子どもの教育資金に関する調査を実施した結果、「子どもの学力や学歴は教育費次第」と考える人が実に65%いました。子どもの教育費に対して7割強の方が「負担が重い」、さらには「子どもが小学生から社会人になるまでに教育資金は幾ら必要か」という項目の中では、平均予想金額は1,348万円かかり、前年度よりも約150万円増加したと、そういう調査結果があったわけです。

たびたび問われている格差社会は、経済問題だけでなく、教育や地域社会の分野までも広がり始めています。とりわけ過疎地域に住む私たち白浜町の住民にとりましては、顕著にあらわれていることではないでしょうか。

そこで、先ほどは、主に子育て支援の幼児期に関する質問を中心にさせていただきましたが、今回は安心して育てる分野にスポットを当てて、町内における中学生・高校生世代の子育て支援について質問させていただきます。

この分野に関しては、さまざまな子育て支援施策が取り組まれています。本日、中学・高校生の通学定期券購入費助成支援施策について提言させていただきたい、そう強く願います。その事由は、町内に進学する高等学校がない中で、多くの学生は近隣の県立高校へと進学しています。少しでも保護者の経済的負担を緩和することで、安心して子育てをしやすい環境をつくっていく。同時に、公共交通利用促進等への一助となり、JRを初めバス事業会社の経営環境を少しでも守っていく、そういうことにもつながることではないかと思うわけです。

そこで、当局の答弁をお願いいたします。

○議長 長

小森議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 教育長 山中君

○番外（教育長）

ただいま小森議員より、中学・高校生の通学定期券購入費助成支援についてご質問をいただきました。

町内の高校生の多くは近隣の県立高校に進学しており、通学方法は電車、バスなどの公共交通を利用するか、自転車通学をしております。公共交通の利用による通学費につきましては、各ご家庭でご負担いただいております。議員からご提言をいただきました通学定期券の購入費補助につきましては、教育次長からお答えをさせていただきます。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

議員より少しでも保護者の経済的負担を緩和することで、安心して子育てできる環境をつくっていくため、通学定期券購入費助成による中学生・高校生世代への子育て支援についてのご質問をいただきました。

人口減少、少子化が進む中で、地元地域の中で子育てしやすい環境をつくっていくため、必要な支援を行っていくことが大切であることは十分認識しているところではありますが、通学費の助成となりますと、白浜町は地域の範囲が広く、助成範囲や対象などの整合性から、助成については難しいのが現状でございます。ご理解のほどお願い申し上げます。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

このような通学定期券購入費助成支援というのは、実は全国の自治体でも既に多く実施されていますし、また、都道府県レベルでも積極的に推進しているところもあります。

近隣の市町村では、すさみ町が平成24年度から既に実施しているのです。当時は年間2万5,000円の補助支給でありましたけど、その後改善されて、平成29年度からは年間5万円の補助支給、さらには町外への少し遠い高校に行くとなれば下宿及び寄宿する、そういう学生たちにも拡大して助成し、幅広い子育て支援を実施しているわけであります。

そこで、2017年度の白浜町内の利用駅から紀伊田辺駅に通学している1日平均の利用者数は、白浜町内ですから最初の紀伊日置駅では62名、椿駅では14名、紀伊富田駅では44名、白浜駅では89名、合計209名の学生が1日平均して利用しているという数値があります。これは紀伊田辺駅までの定期券購入者でありますから、朝来駅や串本駅などを含めるもう少し高校生の利用がふえるかもしれません。定期券の購入金額は、紀伊日置駅では、田辺中学校に進学している中学生も若干いますので、そういう中学生の場合は1カ月5,750円、高校生の場合では1カ月7,390円、高校生に限って椿駅の場合は1カ月6,890円、紀伊富田駅5,260円、白浜駅では4,270円となっております。

今回、バス通学の利用者数は調査しませんでした。1カ月の通学定期券をもし購入し、利用しているとするならば、もしかしたらJR以上に負担がかかっているかもしれないのです。

購入金額だけを見れば、料金設定は比較的安価かもしれません。しかしながら、2人以上の通学生を育てる保護者においては、かなりの経済負担となってしまいます。また、近年では、富田地区や白浜地区の学生は自転車で通学している学生もいると伺っています。日照時間が比較的長い季節ならまだまだよいのですが、日照時間の短い冬の季節では、交通事故や防犯上の問題も生じてしまうおそれがあります。また、保護者の中には毎朝車で送迎している、そういう保護者もいるわけです。そうした問題を少しでも取り除いていくところに、安

心して切れ目のない子育てできる環境を提供していくことができるのではないのでしょうか。当局の答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 教育次長 高田君

○番 外（教育次長）

議員ご指摘のとおり、バスやJRなどを利用して高校に通う場合には、通学費が家庭の負担となります。近隣市町では田辺市が御坊市以南の高等学校等に公共交通機関を利用して通学し、月額1万2,000円以上の交通費を負担している高校生等の保護者に対し、所得制限等の条件を設けた上で、月額交通費の3分の1を助成金とし、月額1万円、年間10カ月分を限度として支給しております。また、すさみ町では、議員がおっしゃったとおり、高等学校等への通学に対し1人当たり年額5万円を支給しております。上富田町では高等学校への通学費補助は行っていないと伺っています。

当町においては、椿地区から富田中学校に通学する場合には通学費の補助を行っておりますが、それ以外の中学校及び高等学校への通学に対する支援は行ってございません。

議員からご提言をいただきました近隣の高校などに通学する生徒への通学費補助につきましては、保護者の経済的負担を緩和する1つの支援施策として有益なものと考えているところではありますが、白浜町では高校生の通学方法が、自転車、バス、電車、家族の送迎と多岐にわたっている現状があり、助成の範囲や対象などの整合性などの点で困難さがあると考えております。今後の課題として考えてまいりたいと思うところでございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

9番 小森君（登壇）

○9 番

もう時間もそろそろですので、最後の質問に移らせていただきます。

最後に、このような取り組みを実施することで、当然、新たな財源が必要となってくるということは言うまでもありません。すさみ町では年間500万円ほどの予算を計上しているそうです。恐らく白浜町がもしそのようなことを実施できるとすれば、その3倍、あるいは4倍の予算を計上しなくてはならない、そういうことが考えられます。

しかし、先ほども申しているように、公立の幼児施設を2園でも民間委託することで、約1億円の新しい財源を生み出すことができます。その一部分を中高生に回すだけで、予算計上するだけで十分な対応ができると考えられるからです。

また、白浜町が重点プログラムと定めている、子どもは地域の宝であるという認識のもと、子どもが健やかに育まれる環境づくりに向けて、地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる切れ目のない支援体制の構築を進めますということを具体化していくことにつながってくるのではないのでしょうか。

さらに、通学定期券購入費助成支援をすることで、自転車通学や保護者の送迎によって通学している学生が、今後、バスやJRを利用し初め、公共交通利用促進等へとつながり、バス路線の維持や便数減少に少しでも歯どめをかけることができる、そういうところへつながっていければ、どれだけ幸いなことでしょうか。なぜなら、全体の利用者数が減少してしまうと、やはりさまざまな公共交通機関の維持が困難となってくるのが予想され、やがては

高齢者の日常生活にも不便が生じてしまう、そういうことも同時に予測されるからです。

子育てに優しいまちづくりというのは、いつでもどんなときでもやはり高齢者にも優しいまちづくりへとつながっていく。白浜町が全世代において、住みたい、住み続けたい、住んでよかったと思えるような、さらにこの町や地域を誇ることができるような10年後を一緒に形づくってまいりたい。そう強く願いながら、最後に当局の答弁をいただき、終わりにさせていただきたいと願います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

第2次白浜町長期総合計画にもございます「輝きとやすらぎと交流のまち白浜」「住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり」、これが、本町が10年後に目指すまちの姿であります。その実現のためにも、重点プログラムにあります次代の担い手である子どもを中心とした環境づくりや安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の充実に向けた施策は大変重要な取り組みになってまいります。

議員よりご提言のありました、中学・高校生の通学定期券補助やその財源確保のための幼児施設の民間委託など、検討する課題はございますけれども、子育て環境の充実に取り組む上で非常に参考になるものであると考えております。

今後の施策を推進する上でも参考にさせていただきたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議 長

以上で、小森君の一般質問は終わりました。

休憩します。

(休憩 15 時 30 分 再開 15 時 40 分)

○議 長

再開します。

8番 松田君の一般質問を許可します。

松田君の質問は一問一答形式です。通告質問時間は60分です。松田君の質問事項は人口減少時代の対策について、里親制度について、認知症の支援について、5歳児健診の推進についてです。まず、人口減少時代の対策についての質問を許可します。

8番 松田君(登壇)

○8 番

通告に従い、一般質問を始めさせていただきます。

昨今、自治体が注目しつつある概念に、関係人口という言葉があります。総務省の関係人口の定義を紹介します。

同省の「これからの移住・交流政策のあり方に関する検討会報告書」によると、「関係人口とは、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域と地域の人々と多様にかかわる人々を指す」と明記されております。同報告書は関係人口に注目する理由として、「地方圏は、人口減少、高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、『関係人口』と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています」と記し

ております。

同省では、地域にかかわりを持つ人々が地域づくりにかかわる機会を提供したり、地域課題の解決等に意欲を持つ地域外の人々との協働実践活動に取り組んだりする地方公共団体を支援するモデル事業を、関係人口創出事業としてスタートさせています。

関係人口として、主にターゲットとする方の属性により、団体の取り組みを3つのパターンに分けています。

関係人口として、地域と継続的な繋がりを持つ機会、きっかけを提供する取り組みとして、①その地域にルーツがある者等を対象に関係人口を募る仕組みを設け、地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組み、②ふるさと納税の寄附者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供する取り組み、③スキルや知見を有する都市部の人材等が地域において地方公共団体と協働して実践活動等に取り組むことなどにより、都市部で暮らしながら地域課題の解決等に継続的にかかわるきっかけを提供する取り組みがあります。

現在、関係人口に可能性を抱いている首長は多くいると言われています。当町としましても、桃山学院大学と白浜町は教育、福祉、観光や防災等のさまざまな面において連携協力が相互の発展に寄与すると考え、連携協力に関する協定を締結されており、今回の包括的な連携協定の締結により、今後、幅広い分野において相互の連携を強化することができ、大学の保有する人的、知的資源を最大限に生かしながら地域連携を積極的に推進していくとしています。

協定の主な内容として、(1) 教育・文化・スポーツの振興に関する分野、(2) 地域づくり・まちづくりの推進に関する、(3) 地域に貢献できる人材育成に関する分野、(4) 観光・産業・商工振興に関する分野、(5) 地域の健康及び福祉の発展に関する分野、(6) 国際交流に関する分野、(7) 生涯学習に関する分野、(8) その他双方が必要と認める分野。ほかにも養殖研究、地域活動などを通じて地方創生に貢献として、近畿大学との包括連携協定を締結されております。

本件のポイントとして、(1) 近大産のクエを白浜町の旅館や料理店に提供することで観光PRとなり、集客に貢献、(2) 交雑魚クエタマの飼育研究を推進し、和歌山南漁業協同組合白浜支所との協力体制を強化、(3) 水産だけでなく観光事業等を含む総合的な連携を図り、地方創生を推進するとあります。

関係人口の創出として、日々尽力されている関係職員の皆様には、深く敬意を表します。

そこで、当局に質問をします。

関係人口という概念がクローズアップされていますが、これは一過性の観光などの交流からより進んで、みずからが関心を持ち、活動することで、町と関係して定住へとステップアップしていくとの論であります。当町におきましても、これからの人口減少時代に備え、関係人口の創出に向け、取り組んでいくことも重要であると思っておりますが、当局の考えについて答弁を求めます。

○議 長

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま松田議員より、関係人口の創出に向けた取り組みについてご質問をいただきました

た。

少子高齢化による人口減少は全国的にも大きな社会問題となっており、白浜町においても避けて通れない大きな課題であると考えています。また、都市部に人口が集中している昨今、交流人口や定住人口の増加を図るための取り組みは、地方にとりましては重要な施策であると考えています。

議員ご提言のとおり、総務省におきましては、関係人口の創出、拡大事業を進めており、これは、都市部への人口集中が続き、地方への人口分散が進んでいない状況であり、地方における経済や文化活動を維持するために、定住人口以外の人にかかわってもらうという考え方により進められている施策であります。

当町におきましても、関係人口創出に向けた取り組みは重要であると考えており、関係人口が持つ、地域づくりに対して貢献したいという思いを受けとめるため、これらの方々に対して、地域と継続的なつながりを持つ機会の提供や仕組みづくりを考えることは非常に重要であると考えているところでございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

ふるさと納税の寄附者は制度が始まってからどのぐらいおられるのか、また、それらの方との間で町と継続的なつながりを持つ機会を提供するなどの取り組みをされているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいまふるさと納税の寄附者についてご質問をいただきました。

寄附のリピーターもございますので、件数と寄附者の人数とか同じということではありませんので、ご了承いただきたいと思いますが、ふるさと納税がスタートいたしました平成20年度からの寄附件数につきましては現在で9,158件となっております。当初の20年度には4件、5件という数字でございましたが、平成28年度にJTBと協定を組み合わせ、その時点で2,000人を超える年間寄附者、今年度30年度では、寄附額は減っておりますが、件数は3,600件ということで、楽天とも協定を組んで進めておりますので、寄附者数はふえておるという状況でございます。

また、寄附者の方々には年1回当町の観光イベント情報を含めたお礼状の送付を行ってございまして、継続的に寄附に対してもそうですが、町に対してつながりを持っていただくような取り組みを行っているところでございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

大学連携での取り組みの経過状況と成果などがあれば、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 総務課長 榎本君

○番 外（総務課長）

ただいま大学連携の取り組みの状況や経過についてご質問をいただきました。大学との連携につきましては、平成28年7月に桃山学院大学と連携協力に関する協定を締結してございまして、平成29年12月には近畿大学と包括連携協定を締結しているところでございます。

両校との取り組みにつきましては、桃山学院大学とは平成29年度に福祉フィールドワークを開催し、休耕農地を活用した農業体験やデイサービス利用者や福祉ボランティアとの交流、そして子どもの学習支援ボランティア活動などの取り組みを行ってございます。同じく桃山学院大学が平成30年度には持続可能な地域づくりとして、白良浜周辺のフィールドワークやアイデアソンといったことを実施してございます。

また、インターンシップの取り組みも実施してございまして、同大学の学生を対象としてITビジネスオフィスの入居企業であります株式会社セールスフォース・ドットコム並びにNECソリューションイノベータ株式会社において職業体験を実施したところでございます。

近畿大学につきましては、本年度に建築学部の学生を中心といたしまして、近畿大学の提携校でございます台湾の淡江大学と合同で、白浜地域でワークショップを行ってございまして、白浜における観光資源の体験やまち歩きを中心としたフィールドワークを実施し、そこで得られた発見と未来への提案を組み合わせた「白浜未来ガイドマップ」を作成しているところでございます。日本と台湾の若い建築家の卵たちとともに、国際的、建築的な視点で白浜町を再発見し、発信するきっかけになったのではないかと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

今後この包括的連携協定などの取り組みを具体的にどう推進し、町の持つ課題の解決へと結びつけていくのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

両大学との連携協定による取り組み状況につきましては、ただいまご答弁させていただいたところでございますが、大学との連携事業につきましては、現役学生を中心とした取り組みとなりますが、今後も、関係人口という視点も含め積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。さまざまな連携事業を通して、これからは担う若い世代の学生たちに、少しでも当町に興味を持っていただき、当町の関係人口になっていただく取り組みにつながればと考えているところでございます。

定住人口と異なる関係人口への取り組みは、大学との連携だけでなく、白浜町に進出しているIT関連企業との間においても期待をしているところでございます。サテライトオフィスを中心に、仕事があるときやイベントがあるときに人が都市部から町を訪れる、これも関係人口の1つの形であり、世代や出身地を超えた交流や人間関係のつながりに結びつくと考えています。

また、観光立町という強みを生かし、観光客の方々や日置川地域における体験観光、教育旅行などを通じ、地域と継続的なつながりを持つ機会の提供につきましても研究し、関係人口の創出を図り、少子高齢化による人口減少という課題解決につなげていければと考えてお

りますので、何とぞご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

関係人口は、新しい概念です。関係人口のような考えは、人口減少時代においてますます求められます。白浜町の周辺市町村においても地域のファンをふやしていくために、さまざまな取り組みをされております。それだけ、地域の担い手不足という課題に直面しての危機感のあらわれだと思います。

白浜町の取り組まれている大学との包括的連携協定を関係人口のよい例として捉え、若い人の持つ感性や考えをいかにして町政に取り入れていくのか、また、大学の持つ幅広いノウハウを町の発展のためにと生かし、町の将来につなぐことができると考えております。

今回の連携協定でご縁ができた学生が、白浜町と連携し、かかわる中で、白浜町に対して興味を持ち、大学を卒業しても引き続き町とのかかわりを持っていただければと思っております。これからの人口減少時代に備えての施策を、今後も進めていただくことを提言し、この質問については終わりとします。

○議 長

以上で、人口減少時代の対策についての質問は終わりました。次に2点目の里親制度についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

虐待、経済的な理由、親がいないなどの理由で、親と暮らせない子どもたちは、和歌山県で400人いると言われております。主な原因として、親の行方不明、離婚がありましたが、平成の時代に入ってから、児童虐待が原因ということが問題としてクローズアップされてきております。私も12月議会にて、虐待のことについて一般質問をさせていただきましたが、質問をさせていただいてからも、ニュースやワイドショーなどで、両親の児童虐待が原因でお亡くなりになった児童のことも報道されており、この問題については、どこでも起こり得る、現代社会が抱える課題とも言えます。

平成31年1月23日に、紀南里親支援連絡会の結成式に参加させていただいたのですが、正直なところ、私も里親という言葉を知っていても、中身について本当に知らない状態でした。今回、連絡会に参加させていただき、「社会的養育推進における里親の役割」「里親制度の課題と他府県の取り組み」としての講演があり、そのお話を聞かせていただき、里親制度の重要性がわかり、よい機会であったと感じております。その講演より、養育里親数の目標として、子どもの最善の利益を考慮するならば、子どもが通学している学校などの変更をせず、里親委託を進めていくことが必要であり、小学校単位で複数登録を目指すとなりました。また、紀南地方、紀南児童相談所管内の里親登録数の現状としての話があり、田辺市は4人、新宮市は3人、上富田町は6人、白浜町は1人、みなべ町、すさみ町、古座川町、北山村についてはゼロという内容でした。

関係機関がリクルーティングとして養育里親を確保するための広告、里親相談会、里親体験発表会などの取り組みをされてはいますが、里親のなり手がなかなか進んでいない現状であると話がありました。

そこで、当局に質問をします。

当局におかれましても、今回の連絡会を機に、里親制度の支援、協力をされることになっており、担当窓口の設置もされていますが、当局としてこの制度について、今後、里親の新規開拓のためにどのような支援、協力を考えているのか、答弁を求めます。

○議 長

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

議員より里親制度についての質問をいただきました。

紀南里親支援連絡会は里親制度等の普及及び里親委託の推進のため、紀南地方の市町村、各種団体、機関、NPO法人の支援、協力を得て、子どもの最善の利益を図ることを目的に、本年1月23日に結成されました。

議員もおっしゃられておりましたとおり、虐待や親の離婚等の理由により、親や家族と暮らせないいわゆる社会的養育を必要とする子どもが和歌山県内で約400人、紀南地方では90人近く存在するとのことでした。しかし、紀南地方での里親登録世帯数は21世帯と圧倒的に不足しているのが現状でございます。

当課といたしましても、紀南里親支援連絡会の設置目的にもございますように、まずは里親制度の普及啓発と里親が不足しているという現状を広く知っていただくことが第一歩であると考えてございます。

これまで民生委員、児童委員を対象に、紀南里親支援連絡会の事務局であります「里親支援センターほっと」の職員を講師に、里親制度に関する研修を実施してきたところでございますが、今後、他の関係機関等にも研修の呼びかけ等を行うとともに、町民の皆様への普及啓発を実施していきたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

さまざまな事情により、家庭で暮らせなくなった子どもたちを、より家庭に近い環境で温かい愛情と理解をもって養育する里親制度は、社会的にも重要な施策でもあります。

今回の支援連絡会の結成式を契機に、当局におかれましても、積極的に支援、協力をしていただくことを提言し、この質問については終わりとしします。

○議 長

以上で、里親制度についての質問は終わりました。次に3点目の認知症の支援についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

認知症対策は喫緊の社会的課題で、認知症の高齢者は約500万人と見られています。警察庁によると、このうち徘徊して行方不明になる人が毎年1万人を超え、行方不明の手前で見つけられる人はさらに多く、徘徊行動を家族が四六時中見守ることは難しい状況もあります。

徘徊行動については、ご本人は目的を持って行動していると言われていますが、認知症の

症状が進行している場合、出かけた目的はもちろん、自分の名前や住所なども思い出せなくなってしまうことが多いため、警察などで保護されていても、どこの誰なのか確認することができず、捜索が難しくなってしまいます。また、徘徊行動が原因で、他人の財物を壊したり、他人にけがをさせたりする心配もあります。

当町におかれましても、徘徊高齢者の支援として、SOS白浜高齢者検索ネットワーク事業を実施されており、徘徊の可能性のある認知症高齢者の方が行方不明となった場合に、早期発見、保護できるよう、関係機関との協力体制をつくり、高齢者の安全確保と家族等への支援を図っておられ、関係職員の皆様には日々の尽力に敬意を表します。

そこで、当局に質問をします。

町内で徘徊行動が原因で行方不明になられた方が今までどのくらいおられたか、また、どのような状況であったか、事例も含め、答弁を求めます。

○議 長

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

認知症の支援についてのご質問をいただきました。

認知症になると、時間や場所の認識力が低下し、なれ親しんだ風景や建物の位置関係の把握ができなくなるので、道に迷いやすくなると言われてございます。また、家に帰ろうと思っても道順がわからなくなったり、そのことがあせりや不安を呼び、想像以上に遠くまで徒歩で移動することもあります。さらに、交通網の発達により、移動範囲も広範囲に及ぶこともあります。

徘徊行動が原因で行方不明になられた方の人数については把握できておりませんが、地域包括支援センターでは、行方不明に関する相談等は、平成28年からの3年間で10件ございました。内訳は警察からの照会が4件、家族からが2件、近隣住民やケアマネジャー等からが4件で、いずれも無事に保護、発見されてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

SOS白浜高齢者検索ネットワーク事業での協力事業所は、今現在どのくらいあり、どのように事業所が協力されているのか、また、協力事業所の協力体制としての機能は図られているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

SOS白浜高齢者検索ネットワーク事業は、認知症高齢者が行方不明となった場合に早期発見、保護できるよう、関係機関との協力体制をつくり、高齢者の生命と安全を守り、家族等への支援を図るものでございます。この趣旨に賛同し、登録いただいている協力事業者数は20事業所で、内訳は介護保険サービス事業所17、タクシー会社1、社会福祉協議会が2でございます。

事前に親族から提出していただいている対象高齢者の特徴等を記載したSOS白浜登録申

請書と顔と全身の写真の登録情報をファックスで関係機関に送信し、検索に協力していただいておりますが、検索活動を強制するものではなく、外回りの業務などにあわせる形で行方不明の方を見かけたら声をかけていただけるようお願いをしております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

SOS白浜高齢者検索ネットワーク事業での協力事業所について、当局におかれましても協力事業所の登録推進などにご尽力されていることだと思っておりますが、答弁にもあったように現状での20事業所で支援体制として足りているのか。また、郵便局や宅配会社などにも外回り業務などにあわせる形で、行方不明者を見かけたら声をかけていただき、配達などの際に高齢者宅に行ったときに、見守りとして気にかけていただくなどの協力をお願いできないか。答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

SOS白浜高齢者検索ネットワーク事業では、協力事業所のほかにも、親族の同意を得た上で、郵便局、公共交通機関、民生委員、町内会等の関係機関にも登録情報を提供し、協力をお願いさせていただくこととしています。

また、和歌山県におきましても、郵便局、新聞、電気、乳酸菌飲料、JA、宅配会社等の一般家庭に出入りする機会が多い民間業者と和歌山県における高齢者等の見守り協力に関する協定書を締結し、日常業務に支障のない範囲内で、地域の高齢者等に対して何らかの異変等を察知した場合に、所在市町村の担当窓口連絡、緊急性が高い場合は警察、消防に通報する活動を通じ、地域で支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進しております。

いずれにしましても、より多くの関係機関や事業所にご理解とご協力を得られますよう、今後も本事業の周知啓発に努めてまいりたいと考えてございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

徘徊行動が原因で事故などが発生した場合のリスクについて、どう考えているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

高齢化の進展とともに認知症の方がふえ続ける中、その症状の1つである徘徊によって行方不明になる方は全国でも年々増加しつつあります。認知症高齢者による徘徊に対してどのように取り組むかは、町としても大きな課題の1つであると認識しております。徘徊行動が原因で事故などが発生した場合のリスクにつきまして、先進自治体の事例等を検証しつつ、現段階では個々での対応をお願いしたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

徘徊高齢者に対する支援としてのニーズは現支援体制で充分なのか、問題や課題も含め、当局の答弁を求めます。

○議長

番外 民生課長 三栖君

○番外（民生課長）

行方不明の可能性のある認知症の方への支援につきましては、現在、SOS白浜高齢者捜索ネットワーク事業などにより、早期発見、事故の未然防止の取り組みを行っております。また、平成28年5月に、和歌山県における認知症高齢者の行方不明及び身元不明に関する広域連携要領が策定され、県内市町村における認知症高齢者の行方不明や身元不明の情報提供依頼について、県を通じて広域的に行う際の手続や和歌山県警本部との緊密な連携を図ること等が定められております。徘徊などによる行方不明者を早期に発見し、保護していくためには、自治体間の情報共有と連携強化が重要ですので、県内の市町村だけでなく、近隣の府県などにも調査依頼を広げ、情報共有をする仕組みも活用します。

まずは行方不明者を出さないことが重要ですので、認知症高齢者の身につけるものに居住市町村名や氏名を書いてもらうことなどを広めていくことや、認知症施策を総合的に推進していく中で、SOS白浜高齢者捜索ネットワーク事業の普及啓発とともに、日ごろから認知症に対する理解を深め、認知症の方やその家族を温かく見守る認知症サポーター養成など、地域で支える環境づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長

8番 松田君（登壇）

○8 番

神奈川県大和市が全国に先駆けて取り入れている支援として、徘徊行動により他人の財物を壊したり、他人にけがをさせたりしたことにより法律上の賠償責任を負った場合に備え、市が契約者となり賠償責任保険に加入しているとあります。認知症高齢者による事故リスクを地域社会で分担する議論につなげ、政策の実現をされております。

また、徘徊をする心配のある高齢者の個人情報などを登録し、登録番号を付し、登録者の氏名、住所、生年月日のほか、登録者のさまざまな情報（認知症の程度や身体の特徴）は登録番号にひもづけられ、事前に関係機関で共有することができ、登録者が行方不明になった際には、登録番号のみでプライバシーに配慮しながらも、早期発見、保護につなげることができるようにする制度や、徘徊行動による行方不明者の位置情報がGPS端末を使い、インターネットなどで検索すればわかるシステムの導入もされております。

当局におかれましても、認知症サポーター制度の推進として、和歌山県でも上位に入るほどの先駆けた取り組みをされており、認知症対策については、本当に力を入れられていると、関係職員の皆様には、深く敬意を表します。少子高齢化社会に突入し、これからますます社会保障の財源の増大も予想されますが、どんな状況であっても、高齢者や障害を持たれた方が住みよい町になることは、ここで生活する全ての人が幸せに過ごせることにつながるということを基本に、当局におかれましても、これからも住民福祉の向上と先進的な取り組みを進めていただくことを提言し、この質問については終わりとします。

○議 長

以上で、認知症の支援についての質問は終わりました。次に4点目の5歳児健診の推進についての質問を許可します。

8番 松田君（登壇）

○8 番

第2次白浜町長期総合計画の中に、「子ども・子育て環境の充実」として、『子どもは地域の宝である』という認識のもと、子どもが健やかに育まれる環境づくりに向けて、地域ぐるみの取り組みを推進するとともに、安心して子どもを産み育てることができる切れ目のない支援体制の構築を進めます」と明記されており、関係職員の皆様が日々尽力されておりますことに深く敬意を表します。子どもは地域の宝であるとは、全く私も同感であり、白浜町の明日を担う子どもの幸せを第一に考え、当町で生まれ、育っている全ての子どもたちが家庭環境や障害の有無に関係なく、心身ともに健やかに育つための環境づくりが必要ではないかと考えております。

そこで、5歳児健診の推進についてですが、現行の乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、町村が乳幼児に対して行っています。現在の対象年齢は1歳6カ月児、3歳6カ月児となっており、その後は就学時健診となっています。現行の3歳児健診から就学時健診までのこの期間の開きは特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持つと考えます。発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）などの障害を総称して呼称したものです。

発達障害者支援法が平成17年4月に施行されたことに伴い、ようやく社会で認識され始めた障害です。専門家によりますと、障害の程度が重度の場合は1歳半健診で見つかり、中程度の児童は3歳半健診で見つかるそうですが、いわゆる広汎性の発達障害は5歳ぐらいになって見つかるとのこと。ところが、問題は5歳児健診を取り入れている自治体が少ないため、この段階で発達障害の児童を見つけることが難しいという点です。

残念ながら当町も5歳児健診を取り入れておりません。発達障害は対応がおくれると、それだけ症状が進むと言われております。また、就学前に発見されても、親、保護者がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく子どもの就学を迎えるため、状況を悪化させてしまうということも懸念されております。

そこで、当局に質問をします。白浜町における5歳児健診の必要性、考え方と周辺市町村の実施状況について、当局の答弁を求めます。

○議 長

松田議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

母子保健施策としまして、母性や乳児、幼児の健康の保持増進を目的に、白浜町では、妊婦健診の助成や乳幼児健診、健康相談などの事業を実施し、子育て世代の経済的負担軽減と母と子の健康の見守りを通じ、安心して妊娠、出産、育児ができる体制づくりに取り組んでいるところです。

その中で乳幼児健診は、母子へのかかわりがスタートする事業として大変重要と捉えており、発育や栄養状態の確認、先天性の疾患や運動器、視覚、聴覚の異常の早期発見など、乳

児期からスクリーニングの必要な視点は多く、関連する法律も健康増進法や地域保健法、予防接種法を初め、児童虐待の防止等に関する法律、発達障害者支援法など、母子保健事業に求められるニーズは多様化している状況と言えます。

そういった状況を踏まえ、平成27年に和歌山県と和歌山県市町村保健師協議会が和歌山乳幼児健診マニュアルを改正し、発達障害の早期発見にポイントを置いた質問項目などの見直しが行われ、白浜町もこのマニュアルに沿って乳幼児健診を実施しております。現在、白浜町では、4カ月児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳6カ月児について健診を実施していますが、5歳児健診や発達に焦点を絞った相談は実施しておらず、3歳6カ月健診以降は、健診で気になるお子さんの保護者へのその後の状況確認等から発達相談につながるケースや、保育園等での集団生活に入って見えてきた気になるお子さんについては、園訪問等で保育園と連携するなど、健診以外から適切な相談事業につなげたり、集団生活で見えてきた問題に対し、保護者の気づきと発達障害であることを受け入れるまでの心理的变化に寄り添いながら、スムーズな支援につながるサポートを心がけて対応しているところです。

まず、5歳児健診につきましては、集団生活をする年齢にならないと発見されにくい大脳発達段階に起因した軽度発達障害を適切な時期に発見できることや、関係部署や機関が就学を見据えて取り組みながら、情報共有することで、支援が途切れることなく引き継ぐことができるなどのメリットがある取り組みと認識しておりますが、保護者の気づきと受け入れがなく支援を進めることはできませんので、早期発見、介入は重要であります。5歳児健診実施につきましては慎重に検討する必要があると考えております。

周辺市町の実施状況は、田辺市は事前の質問票によるスクリーニングを行った上で対象者を抽出し、5歳児健康相談を実施しており、すさみ町は対象人数が少ないため、まとめて年1、2回の5歳児健診を実施しております。また、上富田町は白浜町と同じく5歳児健診は行っていないと聞いております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

当局の答弁より、保護者の気づきと受け入れがなく、支援を進めることはできませんとありましたが、保護者の気持ちに寄り添った支援は大変重要なことでもあり、そのような支援を重んじて対応してくださっている関係職員の皆様には大変敬意を表します。

その反面、5歳児健診のニーズがあるのも現実であります。また、話がそれますが、健診を通して児童虐待を把握する機会もできると思います。

当局の答弁にもあるように、早期発見、情報の共有として重要との認識があれば、広域的な取り組みなどほかに考えられる手立てがないのか、実施に向けて推進していただく必要があると思いますが、答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

市町村において課題が生じている事務への支援について、県市町村課へ乳幼児健診などへの県や広域などで雇用した保健師等の派遣などを要望しておりますが、実現していないのが現状でございます。引き続き要望してまいりたいと考えております。

現在白浜町においては、発達相談や園訪問で保育園との連携を重要視しておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

発達障害者支援法施行後、白浜町ではどのような取り組みをされているのか、答弁を求めます。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

議員のご指摘のとおり、平成17年4月に発達障害者支援法が施行されて以来、発達障害という概念が随分と社会で認知されるようになりました。本法律の目的としまして、発達障害の早期発見、早期支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにすることとともに、発達障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てなく相互の人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを掲げられております。

民生課としましては、作業療法士等による発達相談（はなまる相談）により、相談やケースに応じて発達検査も実施しており、その結果に応じて日常生活上の助言等を行ったり、医療機関の紹介や障害福祉サービスの利用につなげるなどしております。早期支援につなげていっております。

また、障害児・者相談支援室ぼらんちとも連携を図り、必要に応じて継続的な支援も行っているところでございます。

さらに、平成31年度の当初予算に、巡回支援専門員整備事業としまして、専門職による相談機関や保育園等の訪問回数をふやすための予算案を計上しております。発達障害者支援の充実を図っていくとしております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

現行の健診体制では、発達障害が発見できないケースがあると認識しますが、もし5歳児健診を実施するとすれば、現在の体制、予算などからどのような問題点、課題があるか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

5歳児健診を実施するとなれば、現在の体制、予算などからどのような問題点、課題があるかという質問をいただきました。

どの事業にも共通することですが、新規事業を実施するに当たっては、人、物、財源が必要となります。中でも、深刻な問題は、小児科医が不足している紀南地域の中での軽度発達障害を見きわめるべき小児精神科医の確保であり、現在は医療機関での受診は予約から初診まで約半年待ちと聞いております。また、同様に臨床心理士も不足している状況であり、田

田辺保健所で行われる母子保健担当者会議でも、毎年の課題として話し合わせ、県でも認識していただき、田辺保健所における発達相談やことばの相談の機会を設けていただいているところでございます。

他の5歳児健診を実施している市町の例を参考にしますと、保健師の役割が非常に大きく示されています。どの健診にも言えることですが、集めて一通り流れに沿ってみればよいというものではなく、医師の確保が困難な中、年間の開催数を少なくしましても、約150人近い対象者全員を健診することは困難であります。健診や相談の場に呼ぶ対象者の抽出基準をどうするか、そのためのアンケートはどういった内容にするのか、臨床心理士の検査項目など、事前の準備から実際の実施、後のフォローまでの膨大な業務を担当する保健師の確保と、レベルアップのための研修費用や記録管理、作業効率を上げるためのシステム導入など、費用確保が考えられます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

当局の答弁より発達相談支援の受け皿の拡大を考えているとありましたが、月1回実施されている発達相談について、相談窓口の回数を今度ふやすことも考えていただくとの認識でよろしいでしょうか。当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

人材や社会資源が豊富にある状態ではない地域の実情を踏まえ、5歳児健診の実施ではなく、まずは発達相談の拡大を検討し、既存事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

現状におきましては、平成31年度に3歳6カ月健診におきまして、弱視など視覚異常の早期発見の項目に視能訓練士の視覚検査を導入する予定にしており、徐々にではありますが、既存の健診事業の質の向上に努めているところでございます。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

現行の健康診断で発達障害の疑いがあると判断された場合、その後はどのような連携を各関係機関と図られているのか、当局の答弁を求めます。

○議 長

番外 住民保健課長 中本君

○番 外（住民保健課長）

現行の健診体制で発達障害の疑いがある場合の各機関の連携についてご質問をいただきました。乳幼児健診後の保健師からの状況確認によるつながりや、保育園からの声かけによって町の発達相談を継続している方もいれば、田辺保健所の発達相談を希望される場合もあり、家庭の事情によって児童相談所で発達状況を見ていただくほうがよいと考えられ、紹介することもあります。中にはすぐに医療機関の受診を希望されたり、民生課福祉係所管の児童発達支援等のサービス利用を希望され、紹介する場合もあり、対象のお子さんの状況や保護者の気づきや受け入れの状況など、それぞれのケースによって適切な事業への紹介や利用につ

いて、また保護者の決定がスムーズにできるようなサポートを実施しております。

○議 長

8番 松田君（登壇）

○8 番

私としては、5歳児健診は3歳児健診で把握しきれなかったところをカバーできたり、グレーゾーンの健診結果ができた場合に、小学校入学までの1年間で専門家のその子に合った指導が可能となり、入学後も先生方がスムーズに教育ができ、子どもも安心して学べる環境を整えることができるのではないかと考えております。

当町としましても、5歳児健診を実施することによって諸問題の改善が期待できることを提言し、これで私の一般質問を終了いたしますが、3月をもって退職される幹部職員の皆様方には、長い間町行政にご尽力いただき、改めて感謝を申し上げます。皆様のご健勝とご多幸を祈念し、引き続き白浜町の発展にご協力をよろしくお願いいたします。

○議 長

以上で松田議員の質問が終わりました。

これで一般質問を終結いたします。

5番 丸本君から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可します。

5番 丸本君（登壇）

○5 番

昨日の私の一般質問において、一部発言の訂正をお願いいたします。

○議 長

お諮りいたします。

丸本君から、昨日3月14日の一般質問の発言において、訂正の申し出がありました。会議規則第64条の規定によりまして、この申し出について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、丸本君からの発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

町長から発言の訂正の申し出がありますので、これを許可します。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

昨日の丸本議員の一般質問における私の答弁について、一部発言の訂正をお願いいたします。

○議 長

町長から、昨日3月14日の丸本議員の一般質問の答弁において、訂正の申し出がありました。

この申し出について、許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、町長からの発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

○議 長

3番 南君から発言の申し出がありますので、これを許可します。

3番 南君（登壇）

○3 番

昨日の私の一般質問において、一部誤解を招く発言がありましたので、おわび申し上げます。

○議 長

3番 南君の申し出については、後日会議録を確認の上、調製をいたしますので、ご了承をお願いいたします。

一般質問等における議員の発言については十分注意し、発言するようよろしくお願いいたします。

本日はこれをもって散会し、次回は3月25日月曜日午前10時に開会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

議長 西尾 智朗は、16時37分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成31年3月15日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員